

ます。すなわち教育勸諭が持つておつたところの明治中期における思想的背景、申すまでもなく天皇を中心とした国家主義的思想背景というものは一變すべきなんだ。そのことによつて生れて来る教育の人間像というものは、これはわれ／＼が新教育において期待しておるものではないというその論断によつて、ここに教育の改革ではなくして革命が行われたと文部省は報告しておる。従つて新たに生れて来るところの基本法に基づく教育の支柱というものは、これは教育勸諭による精神ではなくして、基本法による新しい精神である、こういうふうにいわれ／＼は把握をせざるを得ないのであります。この点について大臣はどう考えられるか。

○大達國務大臣 大体御意見の通りに考へております。

○辻原委員 そうすると、教育勸諭の精神を今日もなおとらまへられ、そしてそれを新教育の上に具現すると言われる内容は、具体的には一体どういうことになりますか。

○大達國務大臣 昨年の特別国会において私が申し上げたのは、教育勸諭の精神を具現するために現在の教育制度がある、かように申し上げたことではないのであります。教育勸諭というものについてどう思うか、こう言われますから、教育勸諭に盛られた精神というもの、わが国の伝統的な道徳精神がそこに現れておるのであつて、この精神は尊重せらるべきものである、かように考へて、申し上げたはずであります。

○辻原委員 大臣の見解について私が再度お聞きいたしましたのはどういう意味かと申しますと、言葉はいくら／＼な表現の仕方があるでありましょう。今日、あるいは愛国心の高揚であるとか、あるいは自衛力の増進であるとか、あるいはいかにいかに、その実態と必ずしも符節しないような言葉の魔術が行われてゐる。私は大臣の教育勸諭に對して述べられた考え方もそれに類するものである、かように考えます。論争はいたしませんけれども、文部省が出した当時の記録においても明らかによつて、教育基本法は教育勸諭にかわる新しい指標としてまつたところを置きかえたものである、旧憲法下において教育の指針というものは教育勸諭にあつた、現在の新憲法下においては、當時いろいろこの問題の取扱ひについて検討の結果、教育勸諭はまつたく廃棄をして、新たなものを設定すべきだということで、教育基本法が民主的に設定された、これは記録にとどまつておるのであります。従つて教育勸諭の精神がどうだこうだということにおいて、教育基本法の持つておる、先ほど私が読み上げたいわゆる近代社会における進歩的自由主義精神というものを否定し去るような、そういう考え方をお持ちになるといふことはもつてのほかである、かように私は申し上げざるを得ないのであります。この問題はすでに論争いたしました点でありますのでこの程度にとどめ、次に問題に移ります。

次にただしておきたい問題は、ただいままでの大臣の答弁ないしは委員会における質疑の段階において、非常に論争の中心になつた問題は、共産党と日教組の関係についてであります。この点についていまだ大臣のはつきりした把握、見解を承つておりませんが、この機会に明らかにしていただき

たいと思うのであります。山口県の日記帳のほか二十四件にわたつてあげられた文部省の偏向教育資料の事例なるものは、今までの説明を聞いて参りますと、これごとく日教組の指令なしては日教組の運動の結果として行われてゐるのかのごとき印象を与えておるが、私はこの点については了解に苦しむのであります。私自身もかつて日教組の組織運動に携つたことがありますが、実態についてはよく存じております。従つてそういう意味から申して、かような論断というものはきわめて不当なものであると言わざるを得ませんので、大臣にこの点を十分お聞きしたいと思ひます。具体的に聞きますが、日教組というこの組織体が、共産党の方針を支持したり、支援をしたりして、それを組織内の活動として行つてゐるやうな事実が、大臣のただいままでの日教組に対する御検討の結果、あるのかどうか。いわゆる日教組というものは組織体である。その組織体が、組織活動を共産党の運動を支持してやつておるといふ具体的事例があるのか、この一点を承りたい。

○大達國務大臣 共産党が日教組というものを事実上どの程度動かしておるか、これは私もよくわかりません。過日國警本部から資料が提供されました、それについて私もいろいろの事実を知つたのであります。日教組内における共産分子が日教組の組合活動の上にとの程度の影響を及ぼしておるか、その点は私もよく知りません。どうして把握はできないのであります。ただ國警本部から提出せられた資料によつてみますと、共産党の教育方面に関する方針といひますか、それはある程度わかる。それから日教組の教育に關する方針の方は日教組の資料によつてわかる。この両者を比べてみると、符節を合するとは言へないまでも、きわめて近接したものであります。従つて事実上因果関係があるかどうかはわれわれの論断すべき限りではないけれども、まず常識的に考へてみて相當な影響が及ぼされておるのではないかと、こういうふうには判断し得ると思ひます。

○辻原委員 外部からする影響についてはわれ／＼もあながち否定するものではありません。問題は、日教組がかかる偏向事例の原因になつておる、あるいは日教組がいわゆる共産党と同じような運動方針を掲げて組織活動を行つておるやの説明がしばしば、今まで行われたので、そういう組織活動を日教組がその組織体として決定したという事実があるのかないのかということについては聞いておる。

○大達國務大臣 日教組が共産党の影響を受けておるかどうか、これは具体的にわかりませんが、日教組の掲げる教育活動の方向を、学校教育の面において児童に浸透させるべきである、あるいはまた児童を通して母親なり成人学級、そういうような方にも進めて行くべきである、こういう方向を日教組が持つておることは、日教組自身が提出した資料によつて言ひ得ると思ひます。

○辻原委員 その場合の日教組のとつておる方針と共産党の方針とはどういふ関係があるか、それを伺いたい。

○大達國務大臣 再三申し上げるやうに、その間の関係はわかりません。偶然に一致しているのか、それはわからぬ。私の方では、日教組内における

共産党と日教組自身との関係は、どういふかよく知ることができないのであります。表面に現れた事実として、日教組内における共産グループの指導方針と、日教組の掲げておる教育方針というものは、きわめて近似したものが認められる、こういうことを言うだけではありません。その因果関係などということはわれ／＼のうかがい知るべきものではありません。

○辻原委員 大臣の考え方を把握すると、たとえば自由党と改進黨とはその政策において非常に近い、そうすると改進黨の影響を受けておる団体のやつておることであつても、これはとりよつて、自由党の政策にきわめて近似しておるから自由党の教育あるいは自由党の一つの政策推進をやつておるのだらうということと同じ論理に通ずると思ひます。さういふないまいな考え方ももつてこの重大な一つの組織体なら組織体、あるいは教育の上に現れておる事例を判断されるということとは、非常に危険な考え方だと思ひます。そこで私は少くともこういう組織体がいかなる組織活動をやつておるかを判断するには、やはり的確な資料があるはずなんです。そういう運動方針の結果が現れてゐる事例が、はたしてこれがどうであるかといふことは具体的問題を取上げて論じなければならぬけれども、その大筋になる一つの方針というものは、それ／＼組織体がきめた民主的な決定を見て判断することが一番正しい見解になると私は思ひます。そこで、今大臣は共産党にきわめて近いやうなそういうものをやつておるではないかといふことを申された。しかしながら、私は、今ここに、日教組の第十

定期大会における運動方針並びにこの運動方針が組織の運動方針として決定されるに至る議事録を取寄せましてしさいに検討いたしました。それによると、最も中心の問題となつた——これはしばしば、与党の委員の諸君の中からも言われておることであるが、日教組は、ソ連、中共を、平和の味方なんだ、アメリカは戦争を挑発する勢力なんだから、われわれはアメリカを敵とし、ソ連、中共を味方とするのだ。だから中共へ行けどか、あるいはソ連と手を握れ、日教組はそんなんだというような発言が行われておるが、私はこの運動方針を見てみまると、中に出ているのは的確な情報、把握でありまうけれども、その情勢の把握、この問題についてはいろいろ議論がありまう。しかし決定されておる事項についてはさうな判断をしておりません。その議事録の中で、私が具体的にこれを申し上げると、こういうふうな質疑応答がかわされておる。いわゆるソ連、中共、アメリカ、これに對してどういうふうなわれわれが判断したらいのであろうかという質問に對して、ソ連、中共、その國をさして平和勢力、アメリカをさして戦争勢力、このように規定しておるのではないのであります。國と國を規定して、これをさして平和勢力、戦争勢力とするわけ方は誤りであると考えておりますことを、これは組織体を代表する執行部の一致した見解として表明せられておるのであります。この見解に基いて運動方針がつくれ、それによつて、この一年間における日教組自体の物事の基礎の考え方の方向としてこれが決定せられておるのであります。

す。従つて、私は、ここにもし日教組が共産黨との關係を有する組織体であり、共産黨の方向を支持する組織体であるならば、かような意思決定は行わなかつたであらうと思ふ。これに對して大臣はどうお考えになりますか。

○大連國務大臣 先ほどから申し上げておるように、私は、共産黨が日教組を動かしておるということに申し上げておらぬのであります。むしろ逆に、私は、その辺はわからぬと言つておる。従つて、きつめて近似しておる。これは連記録を見ればわかる。近似しておるという点については、これは偶然の一致かもしれない、こういうことをしばしば言つておる。よく聞いておつてもらいたい。國警本部から當委員會にも提供せられたその資料に基いてこれを検討してみると、日教組中央グループ指導部の日教組に對する働きかけとして、その目標は、反米、反吉田、反再軍備、いわゆる三反。そうしてその具體的内容としては、基地の取扱い、米軍撤退要求、對中貿易、文化交流、日の丸、君が代の抵抗、軍事予算を削減し平和的緊急産業へ、それから松川事件無罪判決を出させよう、これが目標。それに對して日教組の活動、これを文藝によつて見ると、第十回定期大会議案、平和憲法改正反對、これはいわゆる反再軍備という線に連なつておる。それから反吉田政府、野黨戦線の結集、これは年末閣争の目標であります。これも反吉田政府という点で日教組の中央指導部の目標に合致しているものがある。それから城崎大会においては、憲法擁護、平和

運動推進、これも同様な方向をたどつておる。それから日共の言う對ソ貿易、文化交流、これも第十回定期大会行動目標として日教組において採用されている。それから日の丸、君が代抵抗、これに關係ありと思はれるものは、やはり第十回定期大会議案として、天皇制復活に連なる愛國心、道徳教育の批判。それから次に、軍事予算を削減し、平和的緊急産業へという共産黨の目標に對して、第三十回中央委員會教育防衛關争の目的として、M S A予算の粉砕、軍事予算の粉砕。それから松川事件無罪判決を出させようというこの方針と同じような線では、第三十回の中央委員會経過報告に、やはり松川事件についての経過報告をしておりまう。それからこの目標に對して日共がとつておる方法としては、労働同盟の結成、学校の自主管理、それから武力關争、ストライキ、ゼネスト、統一と團結、これに對するものごとくに、第三十回中央委員會行動方針、それから河田町會館の議事録、この中に、これは北海道の発言であります。人事権の自主管理ということ、主張しております。それから第三十回の中央委員會行動方針の中に武力關争という問題を取上げておる。その他まだありますが、こまかいことではありませんが、かように非常に近似している。こういうことを言つたのであつて、共産黨によつて日教組が牛耳られておるということを言つた覚えはありません。

○辻原委員 一つの言葉も、言ひ方によつて、その中にいろいろの性格があると思ひます。私は、おそらく大臣がそこまで非常識なお考えを述べられたとは思ひませんが、たとえば憲法擁護にしても、今日、社會黨、あるいは労働黨、それ以外の自由黨の中に於てその問題を取上げておる。憲法擁護の運動を推進する、もちろん共産黨もそのことを強く主張する。それだからいふてこれが共産黨であると結びつけられることは、判断としてはあまりにも非常識の部類に属すると私は思ふ。そこで今それと同じような論議をするあげられたわけであるが、翻つて今日の労働組合、それらの中の構成分子の何が發言をしたとかんとか、そういうようなことは別でありまして、私が今持つておるのは、組織体が決定した事項について、その性格が明らかになるのであるから、それについてお尋ねするのだが、先ほど大臣が言われたように、軍事予算の粉砕、再軍備に反對をし平和憲法を擁護する、其の獨立完成、いわゆるサンフランシスコ講和はこれを否定する、民主主義勢力の總結集、こういう運動方針を決定している。あるいは文部大臣の直接足元におられるところの文部職員組合にしても、ここに私はその運動方針を持つております。が、やはりその内容を見れば、民主的労働戦線の統一から始まり、あるいは選挙關争、こういうふうなそれらと同じような運動目標を掲げておるが、これは教育に影響があるかどうかということはおのずから別の問題であり、その組織体の性格がどうかあるかということをお私に質問している。そうするとこの自治労働協会の一つ、運動方針というものは、ただいまの論議をもつて言ひしむるならば、共産黨の、再軍備軍事予算の粉砕、再軍備に反對し、平和憲法を守れというこのス

ロガン、運動方針によつて行動するということをきめておるわけですか。これもやはり共産黨に近似した運動組織である、こういうふうな大臣は言われるのか、この点をお伺ひしたい。

○大連國務大臣 繰返して申し上げますが、私は、日教組が共産黨に動かされておるということには、言つてないです。よ。あなたは、私が言つたこと、さうな前提で、いつも同じことを言われますが、さうではないんです。さつき野原君もさうだとおられたが、さうだとおっしゃるいいじやないか」と呼ぶ者あり。それはさうらしいとは思つておるけれども、それがわからぬから、その点ははつきり論議するわけではないといふことは再三申し上げた。ですからこれは前に申し上げたけれども、日教組の組合活動としての考え方、かりにどうであらうと、私どもの直接の関心事ではない。ただこれを学校教育の場を持ち込むことを日教組が企圖しているから、そこが問題だ。私どもの関心はそこにある。

○辻原委員 今の大臣の答弁は、忠実に答へておりました。私は、あなたが日教組は共産黨に牛耳られておると言われたという言葉を前提にしておるのではありません。先ほどあなたが言われた、國警から出てくる資料に、共産黨の中央指導グループの出した日教組への働きかけの方針と運動方針はどうか、書いてある。さうでしよう。だからその論議からして、あなたは日教組の組織としての一つの形態といふものは、共産黨と近似している、こゝ言われる。間違ひないでしよう。それじや一体自治労働協会はどうか、文部職組はどうかといふことを質

問した。これはここにありますが、これを聞いていただいて、お答えください。とてもいいと思う。その点について一体どうお考えになるか。〔早く結論を出せ〕と呼び、その他発言する者多し。やがまし。

○辻原委員 御静聴に願います。

○辻原委員 その点を御質問しておきます。

○大達國務大臣 実は自治労働につきましては、そう詳しいことを調べるひまはありませんが、日教組は、これを教育の場に持ち込もうとしておるから、これは苦勞して資料を手に入れた、調べたのであります。ほかの組合のことは知りません。

○辻原委員 それは私は大臣の答弁とは聞えませんが、あなたは自治労働は直接何ら関係ないと言われるが、しかし文部職組については重大な関心を払っておられなければならない。少くとも文部職組は国家公務員法に許された一つの団体としてあなたの交渉相手である。その交渉相手がどういふ性格を持つてゐるかということを知らずに、さうな交渉に当たるとするならば、とてもない考えだ。知らぬでは済まされぬ。日教組がそれを教育の場に持ち込む、持ち込まぬは次の問題である。日教組はかく／＼のことからそれと近寄つていふ言われるから、これはどうなんですかということをお聞きしている。これはぜひお答え願いたい。

○大達國務大臣 あなたは教育の場に持つて行くか行かぬかは次の問題だと言われるが、私はそこが中心なんです。日教組の性格とか実態というものは、この教育の場における偏同教育

は正しなければならぬという立場から、自然そこまできわめざるを得なくなつたのであります。文部省の職組については、これは別問題であります。いふ／＼言われますが、もし文部省の職組が文部省の事務の場に、彼らの公務としてのところの事務の場に特定のイデオロギーを持ち込むということであれば、これは重大関心を払わざるを得ない。しかしながら文部省の職員がどういふ考え方をもち、どういふ政治的主張を考へてゐるがということについては、私は直接関心を持つ必要はない。これによつて職場であるところの文部省の事務が攪乱せられるということがあり、またそのおそれがあるということがある。さうなことはないんです。

○辻原委員 私は教育の上に及ぼすことが及ばぬという問題が重大でないとして申し上げておるのではありません。そのことは確かに重大関心事の現われであり、まずあなたが今まで言われた一つは、まずあなたが今まで言われた一つの考え方は、最初に申したように日教組がかく／＼の運動方針を立てるから、それに近いんだと、こう言われたいことを聞いている。あなたはその見解を明らかにされる責任がある。これは近いんだから、こうなんだということを言つて、他に類似のものがあることも、それに対してはノー・コメントでおられるということとは、理論的なものの立場に立つて御見解を発表される態度ではないと思ひます。これを明らかにしていただきたいと思います。

○大達國務大臣 私は労働組の実態についてはつまびらかにいたしません。ただ日教組内における共産党指導部の考へ方とそれが近似しているというのを、ほかの労働組においてもそういうことがあるから、これは世間並であつて、日教組の掲ぐる方針が日教組内の共産党の中央指導部の考へ方と近似しているということには懐疑しになつて、近似していることにならぬというのですか。どうしてほかの労働組の例をここに引合ひに出されるか。ほかの労働組のことを言われても、私にはわからない。

○辻原委員 問題は焦点がどこにあるかということをお明らかにする必要があると思ふので、お尋ねしている。ということとは、日教組がどういふという限りにおいては日教組の組織運動を指すもの、この解釈せざるを得ない。従つて日教組の組織が、こういういろいろな材料をもつて共産党の方針をそつくりそのまゝ方針として決定しておるならば、これはわれ／＼でも問題はさらに重要に考へます。しかし少くとも先ほど私が速記録を読み上げて申したように、この組織としての運動方針については、大臣が言われるような共産党的性格を持つて決定せられたものでないということが明らかになつておるから、私はそう申すのにはあつた。ただこれが近いとか近くないということは主観の問題、判断の問題に属すると思ふ。大臣の考へ方はそれはいいとしても、これについては一体どういふ判断を下されるかということをお断りして聞いている。あなたの判断は、同じような基礎に立つてすべてのことを考へておられるということであれば、一応わかる。しかし一つのものだけに自分の主観を押しつけるという

ことは許せないから、そう申しておる。従つてこの点については治安当局の方針にもお伺ひしてみたいと思ふのでありますが、あなた方がこういう材料を出されるには、どういふ手段によつてやられたか知りませんけれども、それ／＼労働組合なら労働組合に対するその性格なりその内部における運動の経過というものをいろいろ検討されただらうと思ひます。従ひましてその場合にこの種の一つの方針というものを抽出して、それが同じように共産党の指導グループもそういう方針を出したからといつて、にわかになつてその組織が共産党的だといふような御把握に基いて、これらの調査をおやりになつておるのかどうか、この点を伺ひます。

○高橋（二）政府委員 お答えいたします。先般この委員会に提出しました資料は、私どもの方で日本共産党を調査対象としておりますので、その党活動の一部として調査した結果を委員会の方からお求めになりましたので提出いたしました次第であります。それで日教組と共産党との関係につきましては、公安調査庁として日教組そのものを別段調査対象としておりませんので、これは私の個人的な常識でありますけれども、まあ大きくわければ、社会民主主義的なものではないかというふうに、政治的な見解については考へるのであります。そうしますと、これは共産党と同じ問題が相当あると思ひますが、そこに共産党とそれ以外のものとの非常に決定的な違いがあると思ひます。これは大きくいえば、議会主義の

否定かどうかということになりますけれども、これが組合活動なんかの場合に、先ほど文部大臣も触れられましたけれども、いわゆる業務管理方式、これをとるかとならないかということが、私はかなり大きなポイントであるといふふうに考へるのであります。日教組自体としましては、おそらく共産党にそう支配されておらないといふふうにお考へになるし、またそれが当然だらうと思ひます。しかし、業務管理方式の点につきましては、気がつかないでかなり広汎な影響を受けているのではないだらうかという問題がございます。この業務管理方式は、たとえば日教組の場合には教壇を利用するといふ形で現われるのであります。終戦直後に広く共産党が産別等を通じてその方式を指導しまして、それから一時非常に火災びん戦術に向いたものでありますけれども、一昨年の七月の徳田論文で火災びん戦術のいわゆる暴動主義を批判したときに、終戦後の業務管理方式というものを再び強調したのであります。そのすぐあとで一昨年の八月に、党の方で労働運動指導に関する指令というのを出してありますけれども、それにこういうことが書いてございいます。いわゆる産業防衛のための生産管理云々、これをやるかやらないかが、党と総評との違いであるといふやうなことを申しておるのであります。そういう点が非常に大きなポイントであります。それでしかも御承知のように党は常に大衆団体の中にまで入りまして、内部からこれを激化せしめる方針をとることは、これは日教組に限らずどこでも同じであります。党の方でそういう業務管理方式という方法に

よる党の方針の浸透をはかつておる一方、いろいろ新聞その他で教員が教壇を利用して批判力のない児童生徒なんかに対して政治的な影響を与えるというのを耳にしますので、やはりそういう面でも共産党の影響が及んでおると見なければならぬのではないかと、うふうに考えておる次第でございます。

○辻原委員 公安調査庁の見解は、私は一応客観的なものだと思えます。

最後に伺いたいのは、私が先ほど出した日教組の出している方針の性格というものを、調査庁の次長は、社会民主主義の範疇である、従って共産党とはこれを区別されるものである、大別してそう申されたのであります。これらについてさらに論議を重ねるようとは思いません。ただ最後に、今調査庁の次長が申された、教壇にそういうものが現われるのは、これは共産党の影響ではないか、この問題であります。おそらく大臣なりあるいは与党の諸君が言われておる点も、それらの偏向事例を見て、ほぼそれらの点の問題を上げられておるといふことを私は判断するのであります。そこで一体共産党の影響というものはどういう形に、どういふルートから入つて来るものであるか、これは今調査庁の次長の言葉をかりて申すならば、これは共産党の一つのグループ活動であるわけでありまして、それと日教組の組織活動というものは私はおのずから別個なものであると思う。従つて私はその点について明確にしておかなくちゃならぬと思ひます。いわゆる共産党の党勢拡張によるグループ活動というものは、ただに日教組に対するグループ活動の

みならず、あらゆる階層にわたつて行われておるものと私は判断いたします。これは当然しごくのことでありまして、従つてそれらのグループ活動に対して、日教組の組織体はいかなる態度をとつておるのであるかということ、これは事態の問題を明らかにするには重要なポイントであります。この点についての材料は、別個にお話申し上げるよりも、すでにここにある国警なり、公安調査庁から出されたこの資料について見ますと、まず最近出された教育研究大会における日共グループの活動状況、これは調査庁が出されておる。その中にこういうことが書いてある。二十五日夜全国グループ会議をひらいて大会斗争方針を決定、これにもとづき統一委員会の構成分子一七〇名を結集指導して日教組執行部の防衛線を打破り云々というところが書かれておる。これは教育研究大会のみならず、静岡の全国大会その他においても明確にわかることでありまして、この見解というものは日教組の組織形態、これを一応執行する立場に置かれておる執行部は、これは明らかにこのことの結果がどうあるとも、その方針というものはいわゆる共産党の指導グループに対しては反対の立場にあるというところを証擧げられておるものであります。同じく国警が出された日教組内のグループ活動においても同様なことを述べられておる。私はこのことは重要な問題であると思う。あたかも従来の与党なりあるいは大臣の把握の中においても、このグループ活動というものと、それから日教組それ自体、さらにそれを縮小すれば日教組のいわゆる指導部、執行部というものを、これを一緒に考えて、その間において組織として動かれる一つの結果が教育の上に現われて来たといううな印象を国民に与えていることは、これは私は大きな誤りであると思う。従つて問題は、もしたまたま国警なり、あるいは公安調査庁なり、文部大臣がそのことによつての教育に対する一つの偏向というものの懸念をされるとするならば、当然この指導グループに対処する方法がなければいかぬと思ふけれども、ここでこの法案について考えてみた場合に、これらのグループ活動はいろいろな浸透方法をもつてやつて来ると思ひます。その浸透活動というものをやつた場合において、この二法案はどういう個約をしておるかというところを具体的に伺ひたい。もう少し申しますと、いわゆるグループ活動は一つのグループ組織を通じてやるのです。そこから現われる結果について、このグループ活動を処置するような形にこの法律ができておるのかどうか、この二法案は教育の中立性を維持するといふ、いわゆるその中立性を妨害する党派の影響が現実にあるという前提で出されておる。しかもその党派の影響なるものの実体というものは、共産党の影響である、こういうふうな言われておる。そうするとその影響というものは、このグループ活動に負うところが多いといふことは一般常識でも言えるだろう。そうするとそのグループ活動については当然考慮されてなければならぬと思うが、この法律はそのグループ活動の行動に対していかなる規制をしようとしておるのか、これをお伺ひしたい。

○大連国務大臣 この法律は共産党と

か、そういう政党あるいはその他の団体活動を制圧するとか、そういうものじやないのです。これはこの法案をこらんになり、またしばしば説明しておるところによつてもおわかりになりますように、教室内における偏向教育を起さないようにしたいというのが眼目のあります。その以外の何ものもこの法律の関知するところではないのであります。この法律は共産党の政党活動というものを押えるとか、日教組内の共産党分子をなくしてあげるとか、そういうものではない。これは学校の教育における偏向教育というものがなくいふにしたい、これだけのことであります。この場合に断つておきますが、共産党の影響を受けた偏向教育だけに限らない、すべての偏向的な教育をできるならば教壇から一掃したい、そういうことが眼目でありまして、日教組内部におけるグループ活動を対象とするとか、そういうことはまづたくこの法律案とは関係のない事柄であります。

○辻原委員 ただいまの大臣のお答えは、私は常識でもつてはちよつと聞きとれない御答弁だと思ひます。それは私は中立確保、党派の影響というものをあながち共産党に限ることではないし、もちろんそれだけに限られるといふこともないと思う。しかしながら先ほどの公安調査庁次長の答弁によりまして、共産党の影響によつて実際教育にそういうことが行われておるやの事実を聞くのでいふことを言われておる。また大臣もしばしば言われておる。その出された偏向事例なるものは、そういう観点でもつて説明をされ、そういう印象を従来与えて来てお

る。(「一つの例だ」と呼ぶ者あり)一つの例どころじやない。これが一つの例であるとするならば、ただいままでの委員会の審議はきわめて妥当でない審議であつたと思う。そういうことであるから——ここでももちろん私は政党の活動は正当に認めなければならぬというところは当然であります。しかしながら、それであるけれども、大臣が今まで言われたことは、かりにそうであっても、それが学校教育の上にこう行われる場合においては、当然その根源を取締らなければならぬから、この法律を出したのだと、こう言われておる。また法律の趣旨も明らかにそのようになつておる。政党の活動と同時に保障しなければならぬ国民の基本的権利、そのことについてこれは制約をしておる。政党活動もこれは憲法に定め基本的権利であります。その同じことを、それだけはやらない、しかしながら問題は、それが一番あなた方が大きいと言われておることについて一指も染められないで、そうして偏向教育を取締るのだと言われておること——今坂田君が何かのはずれと言ひましたけれども、これこそそれはずれだ、これこそ私は国民が了解が行かぬだろうと思う。これについて一体どう考えられるか。

○大連国務大臣 これは法律を知らんになればわかることであつて、あくまでもこの法律は教室内の偏向教育を排除したいといふこと以外にはありません。ただいわゆる教壇活動する事例、そういうものは、それでは一休現状だれがやつておるかといふと、どうも日教組がやつておるようだ。その日教組がやることについてはそれがどうい

うところから起つて来るかということから、いろいろ日教組の内輪の動向というものが、われ／＼の関心の対象になるのであつて、逆に、共産党がどう、それが日教組にどう影響を与えて、それだからと、こういうのじやない。教室の中立性を破壊するような働きかけをするものがあるか、どうも日教組の動きはそうである。それで、日教組は何によつてそういう動きをするか、こういうことで、逆になつておるわけでありませう。

○辻原委員 少し大臣は頭を冷やして考へてみた方がいいのじやないかと思ふのだが……たゞいまの問題でありませうが、大臣が、教壇の教育の上に、教壇の現場に偏向が現れるのを取締るもの、その必要からやつたのだ——私はほんとうに中立性確保というこの法律の趣旨が、この法文全体の中できちつとその趣旨通り——これはいい悪いは別問題です。その通りできているかできておらないかということについて、そこからこの問題をお尋ねしておるのだから、従つて今言われたように、偏向しておるとあなたが言われるならば、私は論理的に言つておるのではありません、いい悪いは論じてはおけません。そうすると一つの方法としては、偏向をやつておる教員を直接取締るというこの方法、それからもう一つは、その根源を突きとめる、根源を突きとめるの最も大きな——この法律で言つておる、教壇偏動しておる主、それを取締るというこの二つになると思ふ。その場合に、ここで私が先ほど時間をとつてお尋ねいたしたのは、日教組の組織活動と、それから現われて来る事例との関係、これは判断

の問題に基く、事実認定の問題には基くけれども、少くとも日教組の性格からはさうなものでは生れて来ない。日教組の組織体としての活動は、少くとも共産党的方針を支持しておるものではないということ、これは先ほど公安調査庁の次長の言われた通りだ。従つて直接そういう偏向事例が共産党的に現われるということはどう把握するかという問題は、これは私は判断がいろいろあるであらうと思ふけれども、現実問題として、これはやはり一つの指導グループなら指導グループというものの党勢拡張の働きかけというものを無視できない。従つてここにいづれを考へるかという問題は、非常に重要なこれまたポイントになつて来る。

そこで参考にいまだ一度公安調査庁次長にお伺いをいたしますが、一体そういう偏向事例というものは、直接的にどの種の動きから生れて来るか、あなたの方はどう判断せられるか、この点をお伺いしたい。

○高橋（一）政府委員 お尋ねの趣旨をあるいは取違へておるかも知れませうが、共産党は常に大衆団体、つまり労働組合などの中にある党員に、その組合のわくの中であるべく党の影響を及ぼして、その大衆団体全体を党に近づけるという活動をする任務を与えられておるわけでありませう。それでこれはもう日教組の中にも事実共産党のグループがございませうので、当然その方法をとつておるはずでありますし、またその一つの足がかりとして、統一委員会というふうな組織もあるわけでありませう。それで特に教壇利用が、つまり業務管理方法であつて、この点が共産党の影響というところを見る場合に、

一つの重要なポイントではないかといふふうに私は考へておるのであります。が、この点につきまして、いろいろございませうけれども、たとえば一昨年の十二月に日教組の中央グループ指導部で、日教組グループ当分の活動方針というものを流しておるのであります。が、それによりまして、「町村学区内を家庭訪問その他の方法により調査し、父兄の階級関係、地域状態を明らかにする努力を意圖的に強化し、綱領を持つことを急がなければならぬ……」云々ということを言つておられます。それから昨年の七月ごろであります、その関西の県の教員組合の中におる細胞、これは結局グループ活動の面においてのことであらうと思ひますが、これが解放闘争原案というものを提出しております。その中に、軍事基地化反対闘争を通じて、平和運動を展開し、再軍備反対を徹底させる。そうして現実にその県のある基地の反対を教壇から児童生徒にアピールすること、こういうふうなことをうたつておるわけでありませう。その他こういうふうな事例を根拠にいたしまして、私も日教組全体としてそのような組織活動をしておるというふうにはむしろ見るべきではないと思ひますけれども、その中の構成員の中に、かなり広汎に党の影響が及んでおると見られるのではないらうかというふうなことを考へておる次第であります。

○辻原委員 今説明のありましたいろいろな運動形態というのは、これは共産党ないし共産党の指導グループの活動方針であります。これと日教組の組織体というものを考へてみました場合に、最後に今説明があつたように、い

わゆる日教組は受身の立場にある。日教組それ自身が共産党的性格のもとに活動をして、それが教育の上に影響を与えておるものとは考へられないといふことは、たゞいまの御説明の通りであります。従つて私が申し上げたのは、その偏向事例というふうなものがほんとうに懸念され、教育に影響があるとすれば、この法案においては、何らその目的は達しておらないと私は考へるが、この点については大臣はどうか、この点については大臣はどうか、たゞいまの公安調査庁の説明によると、影響の主たる任務を持つ指導グループによつてこれが行われておるといふことを言われた。そうだとすれば、日教組の組織体それ自体をかりにあなたがいいとされるかされないかは知らないけれども、この法律によつて完全に規制せられたとしても、そのグループ活動の存在というものは依然として存在するわけでありませう。私は党勢拡張によるそれらの運動を否定すべきではないと考へるけれども、あなたが言われるように、教育の上にその影響があつてはならぬといふことをあなた自身が真剣に取組まれたとするならば、この法律は目的に沿わない法律である、かように言わなければならぬと思ふが、一体それはどうなんですか。

○大達國務大臣 たゞいま公安調査庁の次長からお話になつたのは、日教組内における共産グループの方針といひますが、要するに言葉をかえて言へば、共産党の日教組という団体に対する働きかけというふうな解釈していいだらうと思ふが、その働きかけを受け

た日教組はその働きかけ通りに動いておるとは私どもには断定はできません。またそれは私どもとして直接の関心事ではない。学校の先生に向つて教壇で片寄つた教育を行うようにという働きかけをする、それが私どもとしては一番の関心事であります。でありますからこれは日教組には限りません。だれであつてもそういう教壇、偏動をされることは非常に迷惑であります。そこでこの法律は、これを排除するといふのが目標であります。従つて日教組を目標にする、こういうことは必ずしも法律の上からは出て来ないのであります。たゞしかしながら現実の状況においては、この働きかけをしておると認められる最も顕著なものが日教組であると私は思つておる。これは今言われた共産党の働きかけとは別です。日教組自身の各種の資料によつて、日教組がさうな教育を行うやうにしようといふことを、その組合員たる教員に対して働きかけておる。これは私は争うべからざる事実であると思ひます。そこでこれは幾らでも例がありませう。日教組の資料によつても無数に私は論証し得るのであります。まあ辻原君は日教組に非常に関係の深い方だから、日教組が共産党のようになつておるということが非常に心外で、そのぬれぎぬをすつきりと晒したいといふお氣持だらうと私は思ふ。けれども私は決してその日教組と共産党を同一には考へておらぬのです。またそれは私どもの資料ではさうな断定を下すやうな資料はありません。ただ従つてたゞいまお話になりましたように、日教組の中央執行部と共産党の分子との間にはげしい論争があつたというよう

なことも私承知しております。これも日教組イコール共産党ではない。これは明瞭な証拠であります。しかし共産党の影響をそれでは全然受けておらぬかといえ、これは私の判断でありませうが、日教組はまた共産党とは非常に仲のいい面があるのであります。(辻原委員「そんな抽象的なことを言つてもだめですよ」と呼ぶ)いや抽象的じゃない。具体的に言えとおつしやれば言いますよ。(辻原委員「日教組は組織体ですよ」と呼ぶ)その日教組という組織団体自身が世界の教員の会合に代表者を派遣しております。そうしてこの世界各國の教員の会合において日本の教育の事情を報告しております。これは責任を持つて報告をしておると思ふのです。茶飲み話をしたのではない。そうしてその報告は記録によつて日教組の中央委員会においてそれが報告されておるのです。これは間違いない。仲がいいということを言つてははなはだ失礼であります。その場合に共産党と非常に仲のいいことがたくさん書いてある。たとえば、ごく笑い話のようになことになりませんが、御丁寧にこういふことまで経過報告には書いてある。各國代表団と交歓、日本代表団は各國代表と交歓会を持つておるが、七月二十四日には東ドイツ代表、七月二十五日には中国代表、同じく同日に参加者全員、これは儀礼的なものでしよう、このデイ・パーティーは全部が一緒です。七月二十六日ソビエト代表、二十七日再び中国代表、とにかく参加者全員のデイ・パーティーに出ている。これは儀礼的だが、あとはみんな共産国ばかりなんです。因を離れたから多少気を許したのかしらぬ

が、相当はつきりしたものです。まだ三、四枚ありますが、ここで申し上げる必要はないでありまして、だから私は共産党と日教組がそう仲が悪くけんかばかりしておるとは思わぬ。非常に仲のいい面も争われざるものがある。但し日教組すなわち共産党なり、そういうたような論断はむしろ下しません。そういう判断をすべきでないという資料もありません。だからこれは一語のものは言いませんけれども、しかしとにかく私どもとしては、その点は笑い話というわけじゃないけれども大した関心事じゃない。日教組自身が教壇に直接呼びかける、これは日教組であつても共産党であつても、あるいは自由党であつても、改進黨であつても、そのほかいかなるものであるとも、教壇自身を攪乱する、さうような邪悪な行為を排除する、こういうことであつて、主体がだれであつてもそれは問題じゃないのであります。従つてその行為が客体であります。対象するところは行為であつて団体であるとか個人とかいふものではあります。

○辻原委員 だん／＼と大臣の話によつて私が聞きたい点の一点は明瞭になりました。今大臣が笑い話じやないけれども仲がいいとか悪いとかおつしやいました、会合に出席したから仲がいいとか悪いといふことは、あまりにも兎に角にひといひ話でありますから私は申し上げません。池田正之輔さんが中共に行つて、そうして中央を視察して向うといふ／＼な交歓をやり経済事情を調査した。これも行った人は共産党と仲が非常にいいのだ、その性格を持つてゐるのだ、こういう論にも通じ

ますので、そのことは今申し上げません。ともかく日教組の組織体というものは、大臣の話、あるいは公安調査庁のそれによりまして、組織体があつても共産党であるといふやうな、従来とかくの誤解をもたらししたことについては明瞭になつたと思ひます。その日教組それ自体の組織活動がどのように教員に影響するかしないかは、これまた私は別個の問題として大臣の見解は私の見解とは違ふ。これは申し上げる時期もあるかと思ひますので、これは保留しておきます。

次に少し問題の観点をかえまして、大臣の御所見を承りたいのであります。それはいわゆる平和といふことのための教育の問題であります。前提はこの平和のための教育と、それから大臣の言われたこの法律にうたうところの党派的影響によるものとの境界は、どこに置いておられるのかといふ問題であります。もう一回申し上げます、俗に言う平和教育、平和のための教育、このことと、大臣の言われる、これは昨日本大臣はどのような例をあげて話をしておられましたか、党派的影響に基づく平和のための教育といふものとの境界は、どこに置いておられるのか、と申しますのは、憲法は、申し上げるまでもなく、日本の新しい性格としては、あらゆる面にわたつて日本国内といふことではなくして、世界に通ずる、世界的視野に立つての憲法であります。従つて平和の問題についても、日本の国内の平和維持といふ問題にとどまらず、世界の平和に寄与し、貢献するといふことが、国民の使命として大きく賦与されておるのであります。これは憲法の前文を見れば明らかである。この問題について、さらに具体的に昭和二十一年の六月二十四日の貴族院の本院議において、これが質疑応答がわされておる。どういふ質疑応答であつたかと申しますと、佐々木惣一氏の質問。政府は憲法の前文に言う世界平和に寄与し貢献するといふ使命達成についての具体的計画をどう思つておるかといふことについて、当時の文部大臣である田中耕太郎氏は、次のごとく答えておられます。すなわち平和実現については、教育は重大なる責任を持つておる。アメリカにおける教育目的は真理と平和である。敗戦国だからといふのではなく、平和を愛好するといふことは、世の終りまでかわらない真理として今後教育計画の理想をそこに置いて邁進するといふことを答弁されておるのであります。従つて私はこの趣旨から申して、平和を維持するといふことが教育の根本的な理念でなければならぬと思ふ。このことを当時の大臣は、具体的教育計画に織り込んで邁進したいと言われた。これは大臣はかわりましたけれども、少くともこの考え方というものは、基本法に基いて、あるいは憲法に基いての考え方である以上、これは今日においてもかわらない。この政策といふものはかわらないと思ふ。そこで伺ひたいしたいのは、文部大臣はどのように具体的に教育計画の上にこの平和のために教育を織り込まれようとしておるか、また現実には織り込まれておるか、この点について、具体的に伺ひたいしたいと思ひます。

○大達國務大臣 私どもが言つておるのは、極端に片寄つた教育、すなわち偏向教育といふものを対象として、そういう教育が教壇に行われぬやうにしたいといふことでありまして、その場合に平和教育といふ名前がつこうが、あるいは道徳教育といふ名前がつこうが、民主教育といふ名前がつこうが、何という名前がつこうとも、その教育の内容が片寄つておるか片寄つておらないかといふことであります。そこを見ればいいのであります。名前が平和教育となつておるから、そこは割引きされるのだとか、そういうことではない。これはどんな名前をつけても、道徳教育といふ名前をつけようとも、民主教育といふ名前をつけようとも、愛國教育といふ名前をつけようとも、その教育の内容が一方に偏したもので、いわゆる偏向教育といふものを排除したいといふ意味であります。従つて平和教育がどこまで平和教育だ、平和といふことはいいことだ、それを教えることを偏向教育との関係いかんといふことは、実は私どもとしては、それを比べて境を言う筋合のものではない。道徳を教えることはいい、だから道徳教育と偏向教育とどこが違ふのだといふことは、ちよつと私どもの感覚からいへば、区別、境を言う問題ではない。

違反になる。従つてこの限界というものは、ここで論議しておる間は、けつこうだと思ひますが、一たびこれが教育の現場において取上げられたならば、きわめて重大な問題になる。この限界が明らかにされない場合は、これは善意でやつたことが、場合によつてはこの法律の対象になるということになる。そこで私は具体的にお伺ひいたしますが、限界がわからないと大臣が言われた。今日の教育は、少くとも地域社会に即し、社会の實際に即して教育は行われなければならない。そういう教育の一つの方法。いま一つは、教師というものはいかなる場合といえども、教育にあつては正しいこと、それから真理というものを述べなくちゃならぬ。この真理を追究する國民を養成するということとは、基本法に明らか

うことを考へての質問ではないのであつて、新聞その他にいろいろな方法等が述べられておる、それらの記事をとらまえて質問を發したとする。大臣はいかなるお答えをなさるか。

〔委員長退席、相川委員長代理着席〕
その前に、たとえば甲の先生は、今日本の國を取巻いてゐる情勢としては、アメリカとソ連が非常にはげしい対立をしてゐる。その中で日本の國が平和を守つて行くためには、日本の國が戦争の状態に巻き込まれないためには、われわれは日本の憲法によつて武力というものを持たないのだから、できるだけ戦争に巻き込まれないように國民が努力することだよ、こういうふうに答へたとする。あるいは同じ問ひに對して乙の先生はいや、もしそれ日本の國の平和を脅かし戦争をしかけるようなものがあるならば、われわれはアメリカと手を組んで斷固それを撃つべきである、こういう答へをしたとする。

丙の先生は、その場合われわれはじつとがまんをしてゐる、今は國際連合といふものがあるのだから、そこに訴へて、そして日本と同じような自由諸國家の國々の人々と手をつないで、その力によつて日本の國の平和を守るのだよ、こういうふうにお答えをする。大臣ならば一体いかなるお答えをなさるか、私はこれを質問いたします。

○大達國務大臣 平和を守るためにはどうしたらいいか、こういう質問に對して、たとえばそれは再軍備に反對することが必要である、全面講和を待ちと、講和条約を改正し、安保条約、行政協定を破棄することを圖ひ取らなければならぬ、あるいは中共貿易を促進して、その間の日本との友好關係を促進しなければならぬ、吉田反動内閣を打倒しなければならぬ、これが平和を守るゆゑである、かりに返事をする者があれば、これは平和教育という名前をかりて偏面的な教育をするものであります。しかるに日教組はこれを明らかに平和教育なりとして、その内容をかくのごとく掲げておるのであります。私は、平和というレッテルを張つたからといつて、それでやつて天下通用ごめんものではないといふことをいつても言つてゐるのです。愛國教育という名前をつけようが、道徳教育という名前をつけようが、平和教育という名前をつけようが、いかなる名前をつけようとも、その教育の内容が極端に一方に偏した場合には、これを稱して偏面教育というのだ、こういうことを言つておるのであります。い

わんや日教組がいう平和というものは……
〔辻原委員「そんなことを聞いておるのじゃありません」と呼ぶ〕
○大達國務大臣 いや、私は何と答へるかというふうな質問に返事をする必要にない。あなたの質問は、平和教育といふものがどういふものかといふことを言つておられる。

〔辻原委員「質問に對して率直に答へてもらいたい。私は事例をあげて質問してゐるのです」と呼ぶ〕
○大達國務大臣 それを説明すれば自然とおわかりになります。——ことに日教組が平和教育といふものを説明してゐます。日教組の平和教育の内容と方法とが、日教組の教育情報に載いてある。これにはいろいろなことを書いて、最後にこういうことがあります。

以上の結論、要旨を通じて言へること、これらがそれ／＼政府、自由黨のいう教育理想と真正面から四つに取組んで行くことである——よろしいか、これが日教組のいう平和教育の結論であります。これは日教組の資料です。

〔辻原委員「そんなことを質問してゐるのじゃないですよ」と呼ぶ〕
○大達國務大臣 いや、それでわかるはずですよ。たとえば昭和二十八年三月七日に和歌山県教組が……

〔辻原委員「大臣、それはおかしいぞ」と呼ぶ〕
○大達國務大臣 お聞きになれば、あなたが問ひにならうとすることはわかりません。それでわかるはずですよ。

〔辻原委員「本人が、わからないと言ふ。これくらいはつきりしたことはない」と呼ぶ〕
○大達國務大臣 しまいまで聞かなければわからぬ。途中でわかるはずはない。——県民平和大会といふものを開いて——私はそばへ行つて聞いたわけではないからほんととかうそか知らぬが、これによると、大山郁夫君がこの和歌山県教組主催の平和大会に出席をして、スターリン死すとも平和は死せず、自衛再軍備は米國の備兵であり、みづからの首を絞めるものだ、こういう演説をしてゐる。どうもスターリン死すとも自由は死せずといふ場合の平和といふのは、普通われ／＼が常識で考へる平和とは違ふらしい。平和といふものについても、それ／＼の政治的イデオロギーによつてその内容は違つております。だから平和という、通ずる言葉さえ使えば、あとはレッテルでどこまでも通行ごめん——これは箱根

の関を通る鐵軌とは違ふのです。
○辻原委員 これはさつき不規則発言で大臣に申し上げましたが、私はさきうなことを尋ねておるのではないのです。大臣は先日、たゞいまと同じように、かく／＼のことをあげて教育をしたならばこれは偏面教育として取締るのだといふことを申されたから、その場合の先生は忠実に子供に對して質問に答へなければならぬ。そのときに現實の社會における現象を全然無視し去つてどうしたらいいかといふことを答へることは、これでは教師はあまりにも責任回避であります。でありますから、その中において教師としてはどう答へるべきかといふことはきわめて苦慮する問題である。いろ／＼な社會現象について——少くともこの法律が義務教育の中学校三年生までを対象にしてゐる以上、三年生ともなればこれはある程度社會人としての知識を備へて来る段階であります。そのときに、このくらの質問がその子供から出ることは當然予想される。それに対して先生がどう答へるか。しかしながらただいままでの委員会の質疑においては、それについてははつきりしてなかつた。単に抽象的に、党派的影響を持つたのはいかぬのだ、平和といふことならばいいのだ、これでは私は理解が行かない。従つて法律をつくられた大臣が、抽象的には言へても具体的にこのことがわからなければいけないから、たとえば今の平和という問題を現實に扱う場合にいろ／＼なケースがあることを私はあげた……〔開連つた平和教育をやるからいけないのだ〕と呼ぶ者あり〕黙つておれ。何を言うか——そういう点を私は明確にしなければなら

らぬ。あげる例は少かつたかもしれせん。そして片やわれ／＼社会党の左派の主張であり、片や自由党の主張、社会党の右の主張、あるいは改進黨の主張といふものがある。しかしさういふ／＼なものがある。さういふ／＼なものについて子供に對してどう答えてやるべきかといふことを質問しておる。これについて少くとも大臣の言明されたことが一つの指標になるので、私はぜひとも大臣の見解を伺いたい。

○大連國務大臣 平和を守るためにはどうすべきかという質問を子供がした場合に、先生はそれを受取つて、自分の良心と良識に訴えて子供にゆたかな政治的教養を与えるような教育をすべきであります。この場合に画一的にどういふふうに言わなければならぬとこれをきめて、その通り右へならえという筋合いのものではありません。これは教育の綱達といひますか暢達性を阻害するのであつて、これを一律一体にどう答えるのだというように言ふべきものでない。ただ私が言いたいことは、その場合に先生が片寄つた考え方、自分の極端に片寄つた考え方によって子供に返事をしてはならぬ、さういふことをさつから言つてゐるのである。だからさういふ質問を受けた場合に、ただいま私が申し上げたような返事をすることはこれは偏固教育であつて、許されざることであると思ふ。しかしさういふふうな返事をしたらいいか。それはその先生の言ひ方がそれぞれあります。ありますから自分の良識に訴へ、また相手の子供の知能の發育程度にかなひて、子供がよくわかるように、子供に政治的教養を与える

ように、子供に批判力判断力を養わせよう、それは先生がよくふりして返事をしてやるべきである。ただその返事をする場合に、たとえば平和教育といふことであるからといふことで、日教組とかが平和教育なりといふことで支持しているような、さういふ片寄つた返事をしてはならぬ、さういふことを申し上げたのであります。

○相川委員長代理 ちよつとこの際皆様にお願いいたします。文部大臣は予算委員会に約二十分御出席になりますから御了承を願います。速記をそのまゝにして休憩いたします。

午後二時五十三分休憩

午後三時十四分開議

○相川委員長代理 休憩前に引続き會議を続行いたします。

辻原市君。

○辻原委員 本来でありますと、まず文部大臣にお伺いをして人事院總裁にお尋ねをする予定であつたのでありますが、大臣がもうすぐ見えるというところでありますので、最初に人事院總裁に特例法の改正の問題についてお伺いをいたします。

今回のこの特例法による政治活動の禁止については、本来国家公務員法に規定されてある制限事項をそつくりそのまま、例によつていふことで地方公務員である教職員に当てはめておるものであります。この場合、人事院といふのはこれは国家公務員のための人事勧告ないしは管理の機関であると私は考えます。この管理機関の規則として定められた人事院規則、これをそのまま地方公務員に適用するといふことは、これは実際にこの法律がかりに成

立を見て実行に移される場合に、管理監督をどこでおやりになるか、この地方公務員である教職員の取扱いはどこでやるのか、これについて總裁の御見解を伺いたい。

○淺井政府委員 お答えを申し上げますが、政治活動禁止に関する人事院規則は、元來国家公務員のためにあるものであつて、これをそのままそつくり地方公務員にも適用するといふことに対するお尋ねでございましたが、この点はきわめて普通に行われておることでございます。第一、国家公務員の給与全般は、そのまま地方公務員の給与にもなつておるので、すなわち国家公務員の例によるという点にもなつておるので、この点は少しもふしぎはない、かように考えております。

それからこれはただ取扱ひを国家公務員と同様にいたすといふことでございまして、管理機関につきましても、これは私が答弁を申し上げる筋合いのものでないと思ひますが、これは従来の人事管理機関がそのまま当るのであつて、その点について別にこの法案において違ひはないと考えております。

○辻原委員 次に伺ひたいいたしますが、さういたしますと、具体的な管理は通例の意味においてそれ／＼の管理機関がやるとしても、しかしながらこの規則の取扱ひ、あるいはそれに対する見解、さういふものは国家公務員の場合であれば、当然これは人事院がこれを所管するのであります。国家公務員全般については人事院であり、人事院がそれに対する見解を發表されたり、問合せに應じられたり、さういふようなことは従来もなされてお

られますし、それをなざる権限と義務があると思ふのでございます。ところがこれが地方公務員である教職員に適用される場合には、一体その人事院規則の解釈等についてはどこがおやりになるのか、この点について承りたい。

○淺井政府委員 お答えを申し上げます。現在人事院のこしらえた政治活動に関する人事院規則であるからといつて、すべての規則の運用を人事院がやつてゐるわけではございません。これはおの／＼任命権者がやつておりますし、また罰則に触れる場合は検察庁がこれをやるというふうなこともあるのであります。ただお尋ねのごとく、この問題について疑義等が起りました場合には、人事院へ照会をして参りましたという点もございまして、しかしながらその人事院の解釈が動かすべからざるものであるかどうかは、これはまた問題でありまして、現にこの規則の規定のあるものにつきましては、人事院の解釈と裁判所の解釈とが食い違つた例もあるものでありますから、これは必ずしも人事院が有権的にかつてに解釈をして行く、さういふ性質のものではないのであります。

○辻原委員 次にこの法律の中に、これは特例法ではありませんが、政治的団体といふ言葉をあげられております。これは国家公務員法その他にもあると思ふのであります。この政治的団体といふものを従来人事院はどのような定義でもつて取扱われて来たか、この点について伺ひたい。

○淺井政府委員 従来人事院の運営上の解釈といたしましては、この規則の中にある政治的団体とは、すなわち政

治資金規正法の第三条の第二項でございましたか、にあるように、いわゆる「協会の他の政治的団体」あの解釈でやつて参つておりました、従来それで別に支障は起つてないと思つております。

○辻原委員 人事院の従来の取扱ひ解釈としては、この政治的団体といふものは、政治資金規正法による届出られた団体をもつて考えてゐる、さういふふうにお答えになりましたので、私もさういふふうにご考慮、了承いたします。

次に、元來この人事院規則に定められておる事項といふのは、国家公務員法の百二条の方に規定されてある犯罪の構成要件といふものを定められておるものと私は考えます。ところが重大な犯罪要件になるその内容を規則において定めるといふことは、昨日の労働委員会との連合審査会においても刑法の原則といふことが言われておりました。やはり刑法の罪刑法定主義といふものに反するやり方ではないか。もちろん法律でもつて委任するといふことはあり得ても、委任をする内容、範圍といふものはおの／＼から限定されて来る。広汎にしかも重要な内容を規則にゆだねるといふこの考え方、さういふ法律のつくり方といふ問題は、やはり間違ひではないかと考えるのです。總裁はどうお考えになりますか。

○淺井政府委員 お答え申し上げます。なるほどこの一種の委任命令をもつて広汎に自由を制限するといふ点が問題となると思ひます。しかしこれは学説その他において種々の御議論もあるうかと思ひますが、われ／＼行政官庁を担当いたしますものといひまして

ては、国会の御意思でもつてこういう仕組みになつておると申すより答へようがないのでございます。

○辻原委員 国会で議決したのだから、もちろんこれは正当なものであります。しかしながら、議決するまでにおいては、やはりその原則は守らなくてはならぬ。特に私は、今回のこの特例法の改正を見てみますと、国家公務員の場合は一応これは妥当ではないのじやないかと考えられますが、決定的に違法であるとか何とかいう論議は起らないと思ふけれども、しかしこのたびはこれは地方公務員にさらにその規則にゆだねたものをもう一回適用させるというやうな二重の誤りを犯しておるようになつて、これは国家公務員法が制定されて、このやうな一つの犯罪要件を規則にゆだねたということについてはいろいろ意見が出て、地方公務員法によつて同種の制限を付する場合には明らかにこれは法律において規定して、そして規則においては、犯罪の構成要件というものは全然これを規定していい。そのことを考える、と、せつかく地方公務員法においては是正されたことが、この法律によつてもう一度くずされるということになると私は思うのですが、總裁はどういうふうに考えられるか。

○浅井政府委員 例によるといふことは結局そういうふうになることなんでしょう。これは現在の給与制度上においてきつて普通に行われておることであつて、私はさしつかえないことであらうと思つております。しかば何ゆゑに今回かかる例によつたかという事になりませんが、これは決して人事院としてお答えをする筋合いの

ものではないのでございます。これは文部大臣よりお答えを申し上げるよりしようがないのじやないかと思ひます。

○辻原委員 なおあとで人事院總裁が、大臣が見えまして、大臣に、ただいまの問題に関連する事項について伺ひたいと思ひます。なお、先ほどの平和教育云々の問題につきましましてはいろいろお聞きしたいこともありますが、時間の關係上これは省きます。

次に、大臣にお伺ひしたいのは、先般本会議におきましてやや抽象的にお伺ひをいたしました、政治活動の禁止ないしは中立確保についての諸外国の状態であります。先般委員会に出された資料を詳細に検討、分析いたしますと、大体次のこととなつておるのじやないかと考えます。まず政治活動の面においては、資料によりますと、アメリカではハッチ法になつて若干の制限があります。その中のものを類型的にあげてみると、一つは、公有財産の政治目的への利用禁止であり、いま一つは、政治資金の授受に關してこれを禁止しておる。この二つ以外には見当たらない。逆に、教育行政機関、いわば教育委員会等が、教職員に、政治活動の制限を強制するやうな行為を禁止している法律がある、こ

ういうやうに資料に書かれております。イギリスの場合、簡単に申すと、教員の政治活動はまったく自由な状態に置かれておる。フランスも同様である。露國についてはこれを見れば、その最高は行政処分である。こ

もに正規の課業の中における特定教育を排除する規定及び、正規の課業外であつても、直接生徒児童に働きかける政治行為を禁止制限する、と、そのことについてののみであります。アメリカの場合は若干特殊なケースとして、いわゆる非米活動に關連する規定が存在してゐる。これは破壊活動を取締るものであるといふことにおいて若干の制限がされておる。こ

ういう状態になつておるのであります。こ

ういう状態になつておるのであります。こ

ういう状態になつておるのであります。こ

ます。これはそれ、非常にまじ／＼であります。大體してみると、教員の個人的な政治行為の制限という点については、大體今回の法律案のような強い制限を付しているところは非常に少い。これに反して、中立性の保持と言ひますが、そういう観点からの規定としては、現在のわが國のように、八条の二項という單純な倫理規定だけにゆだねておるところも少いようでありま

す。これは、それ／＼の國々の事情によつて違ふことであり、またアメリカにおきまして、州によつてそれ／＼の違ひがあります。それ／＼の國の伝統もあり、これは各國々の事情によつてきまることでありまして、外國の立法例の實情はさうでありま

す。これを参考にはいたして、それを外國がどうであるから日本はどうするといふものではない。日本は日本の事情に基いて必要な法律をつくらなければならぬ、こ

う考へております。

○辻原委員 その点を具体的に指摘いたしますと、特例法の改正で見た場合、提案理由にも述べておるやうに教育公務員の職務と責任の特殊性にかんがみ、国立学校の教職員の例によることを必要とする云々といふことではあるものであります。こ

ういふことではあるものであります。こ

ういふことではあるものであります。こ

ういふことではあるものであります。こ

す。私は教育の特殊性にかんがみて、両者の間に区別を設けるべき理由は無い、そうしてこれを国家公務員の例によることを至当とする、こういうふうに考える。

○辻原委員 教育の特殊性に基いて新たな一つの立法をやるとするのであれば、これはりくつとしては通るのであります。教育の特殊性というところで国家公務員のように強化する例によらしめたということは納得が行きません。瀧川教授の申されたように、教育の特殊性という立場から、国家公務員あるいは地方公務員というものを取出して、新たに教育公務員という制度を、あるいは新たに教育公務員法といったようなものをつくるという趣旨であるならばまだしも、それをしない、ただ単に従来の身分制度をそのままにしておいて政治活動の部分だけを抜き出して強化する方向に持つて行つた、これは私は納得が行かない。しかもその理由が教育の特殊性というところ、責任というところである。一体この提案理由に述べた教育の特殊性、教育の責任というところは、大臣はどういう意味で定義づけられておるか、これを承りたい。

○大達國務大臣 地方公務員というものは地方公共団体の公務員というものを担当する、これがあたりまえの普通の観念であります。大体においてすべての地方公務員はそうであると思う。従つて地方公務員はその地域団体の全部に對する奉仕者としてその公務を担当しておると思うのであります。しかるに教育公務員の場合は、ことに義務教育については新憲法にその大本が示さ

れ、そうしてこれは瀧川博士も言われたのであります。これが地方公務員となつておるのは地方団体において給与をする、そうして任免その他の人事も地方で行われる。いわゆる地方分権的に行われておる、こういうことから地方公務員になつておるのであります。その担当する公務の内容が地域団体だけの限られた公務でないということとはきわめて明瞭であります。さればこそ教職員の給与に關しても半額は国库において負担するという根拠はそこにあると思つておられます。従つてこれには法律にもちやんと書いてあるように、教育の事務というものは単に地域団体の全部に對する奉仕ということではなしに、國民全体に對して直接責任をもつて行われるべきものである、これもきわめて明瞭であります。

これが一般の地方公務員の担当する地方公務と、地方公務員たる教育公務員の担当する公務たる教育というものと、顯著なる相違であります。この見地からこれを教育の特殊性つまり一般の地方公務との間の相違、その点に認識をしてこれを國家公務員の例によらせる、こういう考え方であります。

○辻原委員 今の大臣の御説明は、地方公務員あるいは教員というものが國民に對してどういふふうな責任を負うかという、その職務の持つておる責任の問題について言われた。私が伺ひしたのは、一体教員の職務、しかもそれが特殊である、その一体職務内容というものは何だということを知りたい。後段の責任についての御説明ならば了承いたします。しかし職務とは一体何であるか。このことについて見解を伺ひたい。

○大達國務大臣 ただいま申し上げた答弁によつて明瞭である通り、一般地方公務員の公務は、その地域団体に對する公務であります。これに反して、教育職員は、その身分が、その地方団体に所屬しておりましたも、その担当するところの公務というものは、國家全體に通ずる事務であります。これが一般の地方公務員というものを考える場合に、教育においては特殊性がある、こういうことを申し上げたのであります。

○辻原委員 提案理由の中に、教育公務員の特殊性とあるならば、これは大臣の説明もある程度當つておるでありましょう。しかし明らかに教育は他の一般地方公務員の業務内容と比較して特殊であるということをつたへてある。その責任は國民全體に對して負わなければならないというところは當然である。これは論争を繰返す必要は私はないと思ふ。私の見解を申し上げれば、ここに書かれた内容はどうかあるうと

も、一般的に教育の特殊といわれるのは、これは教育それ自体が持つてゐる内容であります。単に一般の地方公務員がやつておる仕事のごとき行政執行というふうな立場にない。教育という影響力を持つ、人を教養導いて行くというこの業務内容が、普通の意味における公務員とは違ふのだということを知つておる。私は先ほど諸外國の例をあげたが、その意味は、おそらく諸外國においても、一般公務員よりも緩和された状態に置かれておる。そのことは諸外國においても教育の特殊性というものを認めておるがためでありま

す。教育によつて民主主義的な國家の基礎をつくる。そのためには、できるだけ

る限り教員それ自体の基本的權利、政治的活動の自由を与えるべきであるという趣旨に基いて、この教育の特殊性から一般公務員よりも緩和された状態というものが規定されておる。同時に日本における現在の地方公務員法の趣旨もそうであらうと思ふ。そうであるならば、當然これは國家公務員の例によつておるというふうな嚴密な規定ではなく、緩和する方向にその規定を持つて行くべきに至當であります。しかしながらこれは論争にわたるので、その点についてはこれ以上の質疑を續けません。少くとも私の見解はそうであります。

次に、大臣は、國家公務員の例によるものが一番よかつたからそうしたので、こう言われる。ところが教育公務員には現在教育公務員特例法というものがあつた。あるいは地方公務員法の五十七条には、教育公務員の特殊性というものを認めて、特段の必要がある場合には例外規定を法律でもつて定めるごとく書いてあります。もし大臣の今

の御説明が、これは便宜的にどんなことでもやれる。便宜的に國家公務員であるものを地方公務員法のある部分を適用することも可能でありましょう。かようなことは、地方制度なり一つの身分制度というものを非常に乱すやうなものであると私は考える。もしそのことが、法律技術的にもまた制度的に見てもいいとおつしやるならば、地方公務員法の五十七条は私はいらぬと思ふ。もちろんこれは教育公務員だけではない、他の者もいるから、やはり必要だといふ論理も成り立ちますけれども、少くとも教員のことについて書く必要

はなくなつて来る。あるいは教育公務員法というものの、これは別段必要ないじやないかといふ論理も成り立つ、一体それについて大臣はどう考えるか、もう一つ、なぜ特例法でこれを規定しなかつたか。特例法ではやれなかつた理由があるのか。この点をお聞きいたしたい。

○大達國務大臣 この五十七条というものは基いて特例法で一般の地方公務員と違つた規定を設けておるのであります。今回の場合もやはりその特例法の内容として、そうして一般の地方公務員と違つて教員を國家公務員の例によることとしたのであります。この間五十七条がいらぬとか、何とかいふ問題はない。むしろこの五十七条に基いて規定をしようとするわけでありま

す。

○辻原委員 五十七条は、ただいま大臣が説明されたように、別の規定をどういふ形においてつくつてもいいというところは書いてありません。明らかに地方公務員法の精神に準拠して規定されなければならないというところが書いてある。特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。ということが書いてある。この趣旨をあなたはどうか解釈するのか伺ひたい。

○大達國務大臣 私はこの第一条に反するとは思ひません。どういふ点が反しますか。

○辻原委員 地方公務員法の第一条の趣旨を見れば明らかであります。今大臣が立法措置としておやりになられたことは、地方公務員の中に置かれたその特例を、そつくりそのまゝ國家公務員の身分制度の中に当てはめさせようとしておる。かようなことは地方公務

員法の第一条は言つておらないのであります。明らかに地方公務員制度というもののうちの特例としてかくかく規定するんだという趣旨をこれは述べておる。今回の法案というものはその考え方から逸脱しているのではないかと云つておるのです。

○大達國務大臣 この法律は地方の公立学校の先生を国家公務員にするという規定ではありません。地方公務員という身分はそのまま残して、それに対して政治行為の制限をしようとするのがこの特例であります。この場合に国家公務員の例によるということは、国家公務員法を適用するということではありません。国家公務員と同じく政治行為の制限をする内容が同じであるというのであつて、形式的に国家公務員の規定がそのまま地方公務員に適用せられる、こういうものではないのであります。この例によるという規定によつて同じ制限を受ける、こういう結果になりますから、法律的に何もこれがおかしいという事はあり得ないと思ひます。

○辻原委員 法律的に違法であるというようなことは、まさか法案を提出せられるにあつて、あなたは言われないうと思ひます。しかし妥当な方法、最も慣例として行われておる、無理でない方法、そういう方法によつて法律はつくられ、そういう趣旨によつて運用されなければなりません。これは常識であります。今日この種の規定を国家公務員の例によるというやうな形で、国家公務員法の中での政治行為に適用するところを抜き出して、無理やりに適用させるといつたやうな無理はなしくても、他に幾らでも方法がある。先

ほど私が質問した教育公務員特例法においてこれは規定できなかったのか、教育公務員特例法というのは、法律で定まつた一つの教員の特種な身分立法である。その中に規定されることも可能だつたと思うが、なぜそれをおやりにならなかったかということですか。

○大達國務大臣 ちよつとお尋ねの意味が私にはよくわからぬのであります。本来同じやうな法律効果を及ぼす場合に、これが違つたものであれば適用という字は使えない。しかし同じ内容の法律をこれに当てはめようとする場合に、例によるという字を使うのであります。これはものが違つてから例による、ものが同じならば言わなくても適用されるのであります。かような立法例というものは昔から幾らでもあります。国家公務員の例によるということ、何もここに初めて新しく持ち出された用例ではありません。これは幾らでもある。そのすべての場合と共通な問題でありまして、これが何か法律の趣旨に反するとか非常に變なものであるという事は、私はどういふりくつかよくわからぬ。

○辻原委員 例のあるぐらゐなことは私も承知しております。ただし、少くとも地方公務員法の中において地方公務員たるその性格に基いて取扱われておつた政治行為に国家公務員法を適用させてやるといふことは、このことはすでに地方公務員である教員について、その身分というものは少くとも国家公務員的な性格をこれに付与したものと解釈しなければならぬ。しかしながらそこに本来の身分は地方公務員としてなお置かれておる。これは政治活動の行為の点についても身分

制度の中で定められることである。そのうちの一部分は国家公務員の例による、やはり国家公務員と同じ基準でもつて扱うという制度上二つにまたがるやり方をやつておられる、こういうやり方は考えとして妥当であるかということでありませう。

○大達國務大臣 私は妥当であると思ひます。その必要があればそういう立法をすることをさしつかえない。

○辻原委員 先ほど教育公務員特例法でこれをやらなかつたのかと私が質問いたしましたのに対して、大臣はまだお答えなされておられません。教育公務員特例法においてこの種の規定は不可能なのか、できなかったのは何か理由があつたのか。

○大達國務大臣 これは表題をごらんになればおわかりになる通り教育公務員特例法の一部改正案であります。これは教育公務員特例法のうちで今規定しておるのであります。教育公務員特例法を離れてやつてゐるわけではありませぬ。(ポイントはずれであつたな)と呼ぶ者あり)

○辻原委員 私の質問が、ポイントはこれではありませぬけれども、やや言葉足らずでありました。特例法の中で独自になぜ規定しなかつたかということでありませう。

○大達國務大臣 それは国家公務員と區別する理由がないからその例によつたのであります。丁寧にやれば国家公務員法及び人事院規則の規定をそのまま書けば一番はつきります。しかしそれで例によつたことにはならぬ。片方、かりに人事院規則が改正ということになるば、この特例法によつて例によるということはそのまま改

正の方について行くわけです。これを別々に書くと、こつちが改正になつても、そつちを一緒に改正しない限りはついて行かない。例によるということ、両者の間に區別すべき理由がないから例によつた。だからこつちがかわればついて自然にわかつて行く。これは區別する理由がないということ、御了承願ひたい。独立して地方公務員にこれだけの制限をするという建前ではないのであります。

○辻原委員 區別する必要がないと言われたことは、教員については地方公務員と国家公務員とその身分制度は一つである、そういう論議になると私は思うが、大臣はそういうふうに考えておるのですか。

○大達國務大臣 これは地方公務員たる身分とは關係ありません。その個人に課せられた政治的制限でありまして、身分の問題ではありません。

○辻原委員 身分をそのままにしておいて、そのうちのその身分に關連する一部分を除いて国家公務員法の中にそれを持つて來られたといつたやうな場合、具體的には人事院規則によつてその取扱ひの範圍がきまる。そうすると人事院規則の改定というやうな問題、これは將來どうなるかわからないけれども、現在においては人事院がこれをやる。すると身分を管理する地方公共団体あるいは地方におけるそれぞれのこれら教職員管理機關は、何らそれにはあらずから知らないことである。これが国家公務員であるならば、国家公務員の人事監督機關であり、勸告機關である人事院がやるのであるからまだ一応意味は通するけれども、しかし何ら地方公務員の身分管理について人

事院と直接的な關連を持つていない。その持つていないものがやつたことについて、自動的に地方公共団体が動かなければならぬということは考えようによれば一つの地方の自治権の中における人事行政なり人事管理というものを制約しておることになりはしないか。

○大達國務大臣 この規定は地方公共団体に何らの事務を附加するものではありません。個人たる教職員に政治行為の制限をしておるのであります。それから、もし違反が起ればこれが処罰の對象として裁判の問題になるだけであつて、地方団体の事務とは何らの關係のないことでもあります。これは法律であります。つまり法律としてこの規定が成立すれば、地方公共団体はどう言ひますが、それをあつたからという苦情を申し込むわけでもありませんし、第一この政治行為の制限に關する法律というものは、地方公共団体に事務的には何にも關係がないのであります。

○辻原委員 長くなるのでとどめたいと思ひますが、事務的には何も關係がない、法律が通ればいいのだ、こういうお話であります。が、われ／＼はその法律が身分の管理、そういうものに照し合せて妥當であるかどうかを検討しておる。だから通つた後においての問題とは別であるから、そういう大臣のお話は私は了解できません。少くとも地方の事務所と何ら關係がないと言われるけれども、こつちの地方公務員の身分管理については、地方公共団体の責任があります。その中の機關あるいは地方議會といつたものもやはり責任を持つておるわけでありませう。それらの責任のあるものが重要な犯罪要

件を決定するについて何ら発言権を持たない。それが国会できめられた内容ならこれは別です。政府の一つの国家公務員の管理機関である人事院によつてそれが左右されることが妥当であるかどうかと私は言つておるのです。

○大達國務大臣 人事院によつて左右せられるということではない、国家公務員の例によつてということなんでしょう。国家公務員法が改正されて、そうして国家公務員法に關する政治行為の制限に何らかの變更が加えられる、この場合も当然ついでに行くのであります。あるいは人事院規則をやめてこれが法律にかつた場合にも、これはついでに行くのであります。この例によつて行くこととは、人事院の統制に服するということは意味が違ふのであります。国家公務員と同じ政治制限を受けるということでありまして、身分上人事院の管理に所屬するようになるという關係は毛頭あり得ないのであります。

○辻原委員 具体的に申すと、国家公務員法による人事院規則というのは、教員を対象にしたものではありませんが、国家公務員全般を対象とした、ことに人事院は国家公務員についてその身分制度を扱つてゐる機関であります。国家公務員のそのときの政治的動向というふうなもの、あるいはその禁止制限についてその実態を現在よりもかりに緩和すべきであると考えた場合、ただちに人事院規則の改正を人事院が行うのであります。これは法律でありませんので、国会はそれに対しては関与することはできない。意見は述べることはあつても、規則そのものに對しては権限がない。そうすると

大臣が今述べられたように、例によるだから自動的についでにまわつて、何らその状態に変化を来さなかつた地方公務員である教職員が、国家公務員の動向によつて左右されるという結果が生まれる。逆の場合を言へば、かりに人事院が国家公務員に對してさらに今よりも制限を強化する必要があると判断を加えて人事院規則を改廃する、例によつてただちにいつてまわつて地方公務員は強化した状態になる、かようなことはそのときに地方公共団体なり地方の人事機関、管理機関というものは、これは逆に緩和すべきものと判断をしておるといふ民意があり、そういう意思表示を持つておるとしても、それらの意思表示というものは何ら反映されないといふこと、それは地方自治体の一つの権限と一つの意向というものを無視し去る考え方に基くものじやないか、そういう結果になるのじやないかといふことを聞いておる、それは大臣、ならないと思ひますか。

○大達國務大臣 なりません。
○辻原委員 具体的に申すと、国家公務員法による人事院規則というものは、ただあります。
○大達國務大臣 私はあなたの言われる法律論が實際よくわからないので、失礼ですけれども……。
○辻原委員 法律論ではない、奥体論です。

○大達國務大臣 非常に論ぜられますけれども、一体この公務員の政治行為の制限をする場合に、地方公共団体とかそういう方面の意見を聞かなければならぬといふふうにおつしやいますか、それはどういふことではあります。地方公務員法にしても、国家公務員法にしても、それを管理しておる地

方団体の意見を聞かなければならぬといふことが私にはわからない。先ほど申し上げたように、これは地方公共団体の事務に何らの増減を来すものではない。公費たる個人の政治行為を國が制限するのであります。これが地方公共団体の事務に非常な増減を来すものであるといふ場合に、まず一應地方団体の意見を参照したらよろうといふなら、これは話がわかる。そうじやないのですよ。地方公共団体の事務に何の關係もない。

○辻原委員 私はむしろ大臣が言われていることがよくわからない。議會で法律でもつてきめるなら、一應それは大臣の話を受取つてもよろしい。規則であります。國と地方公共団体との關係は相對的なものである。その場合に必ずしも私は厳密に言つて、法規によつて、地方公共団体の意見を聞かなければならぬといふふうな、そういうことを申しておるのじやない。しかしや

○大達國務大臣 人事院規則というものは、御承知のようにこの場合法律の授權のもとに、その制限の規定を設けておるのであります。従つて人事院規則は、その法律による授權の存在する限り、それは法律と同じことなんでしょう。これは法律自身がきめておるのであります。御承知のように委任命令といふものとその法律とは、その効果はまったく同じものであります。だからこれは法律による場合と同じことであ

ります。そのことを法律自身が認めておるのです。だから法律が認めておる限り、これは命令だから、命令でもつてやるのがおかしい、こういう議論は成り立たないと思ふ。もし非常にこれが妥当でないとすれば法律そのものを改正して、人事院規則に委任をしない法律自身が規定をする、こういうことになるのであります。法律自身が規定するかわりに、法律が人事院にこれを委任したのであります。

○淺井政府委員 私から補足させていただきますが、今のお尋ねの中で、この人事院規則は一般国家公務員のためにあるものであるから、それを將來一般公務員の立場からかえた場合に、特殊のある教育公務員に悪い影響を与えるのではないかと云うようなことを懸念したお尋ねがありました。この一般国家公務員の中にはたくさんの方々が入つておるのでございます。ことに一番専門上の問題がやかましい国立大学の教授というものは、すべてこの人事院規則で今取締られておるのでありますから、人事院が將來人事院規則をかえるといふにしても、決して教員の立場を無視してかえられるのではない。その点については、過去の運営におけるごとく、將來におきましても御懸念には及ばまい、かように考えております。

○辻原委員 人事院總裁の淺井さんがおつしやるのでありますから、そう受取りますが、必ずしもそうでもなからうと思ひます。そこで私の次の質問は、必ずしも大臣の言われるように、国家公務員である教職員と地方公務員である教職員がまったく同じように取扱われるかどうかについても疑問があ

る。これは現在の制度においてもそうです。人事院規則というものは法律でもつて委任されておると文部大臣は言われる。確かにその通り国家公務員としての政治活動を制限すべく委任した本来の目的はそうなんです。その後それを改廃することは、これは人事院の権限にゆだねられておる、こう私は解釈する。その場合において起る事態を私は指摘したのであります。これはしかし時間がありませんからこれ以上言いません。しかし次の問題として考えられることは、今淺井總裁の言われることについてはやや了解のしがたい点が出て来る。それは大臣がしばしば今までの御答弁の中で、今回の二法案の及ぼす結果は、これは大学教授あるいは一般學者、文化人といへども、その制限の中に包括され、非常な言論の抑圧になるじやないか、こういう質問に對してそういう心配は決していらぬ、そういう懸念を宣傳をする者はどの団体なんだ、そういうことは決して心配いりません、こういう御答弁があつた。現在においても国家公務員法による人事院規則において何ら——これは具体的な例を申されておる、ある大学教授で相当行き過ぎた政治的発言をやつておる者すら取締られておらぬじやないか、だからこの法律ができて高

等学校以下の教職員は何ら心配することはないのだ、こういうふうにおつしやれておる、そういうふうには聞きませんが、それは間違ひございせんのですか。
○大達國務大臣 私はいろいろ例示せられて、給食をもう少し普及したい、あるいは父兄の負担を減らしたい、こういうことを言つてもすぐ規則にひつ

かかるか、あるいは教育予算を増し
てもらいたい、これがすぐひつかか
るか、はなはだしきに至つては、北
海道でストープにも少し石炭がいの
だと言つてもひつかかる、こういう
ことがしきりと言われているから、
これらのことごとくは何らの心配が
ないと申し上げた。人事院規則によ
つて制肘を受けます限り、その規則が内容
としておる政治活動はこれはできま
せん。その点は増すわけでありませ
ん。これは当然のこととでありま
す。従つてどんなことをやつても何
も心配はいりませんというやうなこ
を言つたのではないので、いろ／＼例
をあげて言われるから、そういうこ
とは何ら御心配はない、こういうこ
を申し上げたのであります。それから
国家公務員についての制限が人事院規則
によつてかわるたびに、地方公務員た
る教育公務員がスライディングによ
り同じ制限の内容がかわつて来る。そ
うすると地方公務員が人事院規則に
よつて、その制限の内容を終始左右さ
れるということを言われますが、それ
はこの特例法の一部を改正する法律に
よつてそういうことをきめるのであり
ます。従つて法律によつてきまる。人
事院規則の改正によつてきまるのは
なく、スライドして行くといふことを
この提出した法律できめておるので
あります。だからそういう状態がこの法律
成立後にできれば、これは法律それ自
体がきめたといふことに御了解を願
ひたい。法律というものを離れてかつ
て人事院規則に右ならえといふこと
はありません。

○辻原委員 また大臣が附加された
で申さざるを得ないので。純法律論
とは申しません。これは実体からい
えばそういう形になるわけです。その
委任された内容の改定については、こ
れは明らかに人事院規則だといふこと
を言つておる。もし大臣が今言われ
たことをさらにつづ込んで考えれば、
例によるでやつておるが、その場合
再度この特例法を改正するといふ趣
旨であるかどうか。この法律でもつ
て、今のやり方で例によるでやつてお
れば、これは法律が委任したといえ
ばそれまでの話だけれども、私が問題
にしているのは、その委任された内容
を言つておる。人事院規則というものを
言つておる。そうすると先ほど例にあ
げたやうな、ただちにそれにスライ
ドされるというところが、どうも地方公
同なり地方公務員の突進から見て不適
当であるといふ事態を生じた場合、そ
のときはあなた、それは新たな事態
であるから法律でもつて改正される
といふことを言われたのか。

○大達國務大臣 あなたはそういう不
適当な場合を生ずることがあり得る、
こういうふうにお考えになるわけであ
りますが、私も国家公務員並にす
ることは適当だ——必ずしもその内容
を一言言つておるわけじゃない。であ
りますから、国家公務員についての制
度がかつて来れば、自然にそれにな
らうのだ、こういうことを今提出して
ある法律案で規定しておるのであり
ますから、従つてあなたが不都合な場合
が生ずるかもしれないと言われる事柄
を、この法律が、それでよろしいとい
うことをきめるわけです。だからその
点が御審議の対象になるわけであり
ます。

○辻原委員 職階制と政治行為の問題
を比較すべきかすべきでないか、こ
れは良識でもつておのずから判断され
ることであると思つたので、私はこれ
以上追究はいたしません。とにかく不
都合の場合が生じて、法律でもつて委
任したのだから、またはあくまでも
国家公務員の例にあらしめるのだから、
そういうふうな規定するのだ、こうい
うふうに申された点で問題は残ります
けれども、一應その点に対してはお伺
いをいたしません。

○大達國務大臣 私は行き過ぎた発言
などお申したことはない。活発なる政
治的意見を發表しておられる——行き
過ぎておるなどということはありませ
ん。人の言うことが行き過ぎか妥当か
を判断する限りではない。その発言が
人事院規則に抵触するところがないか
ら、従つてこの発言ができる。だから
公立学校の教育公務員でも、少くとも
その程度の活発な発言をしてもさしつ
かえないはずだ。それを言つてい
るのです。だから、給食をどうやらし
てくれとか、予算をどうやらしてくれ
とか、そういうことを言つたつて何も
関係ないじゃないかといふことを言つ
たのです。

○辻原委員 行き過ぎた発言という限
り一つの尺度をもつて、人事院規則に
あつても縛るべきであるが、行き過ぎ
であつても縛つてない、私はこういう
意味で申したのであります。活発な
といふことになればどうもちよつと判
定がつかないもので、具体的にお尋ね
いたします。たとえば東大の矢内原
長が、今回のこの二法案は絶対反対で
あると、しば／＼そういう講演もし、
あるいは意見も發表されておる。こ
ういふ点についてはひとつ辻井さん
にお聞きした方がいと思つてますが、人
事院規則との関係においてはどうか
お尋ね。それから従来そういう問題
が生じた場合に、この人事院規則に抵
触した事例があるか。この点をひとつ
お伺いいたします。

○矢内原委員 矢内原学長云々の話
は、人事院としてそういう調査を特に
やつておりませんが、ここで申し上げ
かねるのでありますが、もしただ
いまのお尋ねが大学教授その他国家公
務員たる教員の中でこの人事院規則に
ひつかつた例があるかというお尋ね
でありましたならば、私がたゞいまこ
こで記憶しておる限りにおきましては
ありません。しかし全然ひつかつた
例がないかといへばあります。それは
選挙に關して特に金銭の授与したや
うな場合がありまして、これは現に起訴
されておるやうな例がございます。こ
れは相当高級の官吏に属しておるの
であります。

○御承知のごとく、すべて法律はだ
れでもひつかかるやうなものでありま
す。これは悪法でありますし、だ
れもひつかからないものであります。す
ばらしい法律でありますから、従来この
規則の運用の上におきまして、少数
のものがひつかかつておるといふこと
から、この人事院規則が決して苛酷な
ものではないとともに、運用もあまり
厳格でないかたつたのではないかと、
かように考えます。

○辻原委員 大臣に、私のあげた例に
ついてひとつ御判断をお願いいたしま
す。

○大達國務大臣 私はさしつかえない
と思ひます。

○辻原委員 その理由は何か。

○大達國務大臣 人事院規則の規定す
るいづれの行為にも該当しない……。

○辻原委員 それが公衆の面前であつ
ても該当しないと考えられますか。

○大達國務大臣 人事院規則に定めて
あるやうな特定の政治的目的を特つて
いない……。

○辻原委員 これが特定の政治的目的
を持つておるかないかは、それ／＼
の事例を見て、ある場合においては主
観において判断される。おそらく大臣

も今主観において判断されたと思うのですが、かりにその場合に——これは矢内原總長の例はもう申し上げませんけれども、ある大学教授がそういう政治的目的を持つて、そうして矢内原總長が言われたような行為をやつた場合に、それは一体どうなるか。今の御答弁によりますと、矢内原總長の場合には政治的目的は何ら持つていないからいいのであるということですが、そうでなくて政治的目的を持つた場合……。

○大達國務大臣 政治的目的というのは、この法律案に反対するという政治的目的は矢内原君の場合でもありましよう。しかし人事院規則という政治的目的というのは、何でもかでも政治的目的であればみな入るのではない政治の目的です。人事院規則をいかにいかに……

……矢内原先生のおられる前でありますから、矢内原先生のお話を言つて、私が間違えれば直していただきますが、人事院規則の五項には、政治的目的とはどういふものかというのを書いてある。同じ政治的目的でもこの目的に該当しない場合は——ただこの法律案には反対だからこの法律案は成立させたくない。これだけの目的では、この人事院規則にいう政治的目的の中には入らないのです。まさか矢内原君が特定の政党を支持したり、あるいは内閣に反対するといふ目的である論文を発表されたとは、私でなくとも、だれが見てもそれは思ひますまい。

○辻原委員 人事院規則の5には政治的目的の定義がありますが、その中の各条項にはいろいろあります。大臣が言われたように特定の内閣に反対し、賛成するということには限りません。

第五項を見れば「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。そうするとこの二法案に反対する」ということは、政治の方向に影響を与える——それがなければ反対はありません。影響を与えなければそんな反対はありません。特定の政策、これはやるべきでない。公の内閣が決定した行為に対して、これは私は矢内原さんのケースを言うのではありません。それは一つの例証をあげて申しておるのであります。そういう場合においてもそのときは政治的目的はない、あなたはこう言われるのであります。

○大達國務大臣 この政治の方向に影響を与えるといふのは、日教組は、これですぐひつかかる、教育予算を増しでもらいたいか、三本立ての法律をやるとかやらぬとか、そういうことをやれば、この政治の方向に影響を与え盛んに宣伝しております。これは失礼ですけれども、人事院規則に対する研究が全然できておらぬ。これは矢内原先生がおられますから、この政治の方向に影響を与える意図、こういうものはどういふものであるかをひとつ矢内原さんからお話を聞いていただきたい。

○矢内原政府委員 私から補足をいたします。実は私は、ただいまの矢内原学長云々の例をあげて、この第五番目の「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し」云々をおおげになりますよりも、むしろその次にある「国の機関又は公の機関において決定した政策の実施を妨害すること。」こちらでおいでになるかと思つておりました。五番目の「政治の方向に影響

を与える」といふのは、これは人事院の運用におきましては、日本国憲法に定められた民主主義政治の根本原則、こういうふうな解釈して今まで運用して参りましたので、そういう場合においては何となく影響はないように思つております。次に「国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は、条例に包含されたものを含む）の実施を妨害すること。」これに該当しやしないかということが当然出て来るのでございしますが、この「妨害」とは、実力行使をもつて妨害することだけをたゞいままで取締つて参つたものであります。それがゆるぎに失ふとかきびしきに過ぎるとかいうことは別問題であります。これまでではそういうふうな実施して参りましたので、ただいまの特定の法案にただ反対した云々というだけでは、これにかかつて参らぬわけでありまして。

○辻原委員 私は、厳正にそれらの規則、法律に照してものを申しておるのであります。そこで今の行為について、この第七項に書かれておる「本案の職務を遂行するため」云々というのと、私が例にあげた、公務員である大学教授の発言といふものとを、矢内原委員はどういうふうな把握されておるか。

○矢内原政府委員 ただいまの例と申しますのは、何か政府の法案に対する反対でございまいしょうか。それが「本来の職務を遂行する」に該当するかどうかは、ただ今お述べになつただけではわかりませんので、もう少しそれを具体的に、たとえば教室における授業の中で、たま／＼その法律に関する問題が出て来て、それに対して教壇で意見を述べたとか、あるいはそうでなく、雑誌に論文を寄稿したとか、いろいろその行為によつてかわつて参るだらうと思ひますから、それは一概に申すことはできないだらうと思ひます。

○辻原委員 大学は、学校教育法によつて研究機関という性格を規定づけられております。そうすると、その研究機関である大学の教授の職務は、必ずしも教壇において物事を研究することにとどまらぬ。一般通念としても、あるいは論議を発表したり、論文を掲載したり、講演に行つて自己の研究結果を発表したり、そういう本来の大学教授の任務として、今回矢内原總長その他の方々がこの法案について研究の結果、いろいろ発表されておるのである、こう解しておる。そうしたような場合は、これは当然本来の職務遂行、いわゆる研究機関としての大学教授の任務においてそのことが必然的に行われて来るもの、かように解釈するのであるが、矢内原委員はどう解釈されるか。

○矢内原政府委員 これはそういう事案が起りました場合に、もつとそのごまごまのデータから申さなければならぬ。私が教室の中の授業云々ということとを申し上げましたのは、その一番わかりやすい例としてあげただけでありまして、何も教室の中だけに大学教授の任務があるという意味ではないのであります。

○辻原委員 時間がございませぬので、先に進みますが、ここに規定されておる本来の職務遂行といふものは、今私が申しましたように、これは今矢内原さんも述べられました、大学教授

の場合は、研究機関としては、単に教室に限らず相当広範囲なものである。ところがこの人事院規則を適用することにおいて、同時に地方公務員であるところの高等学校以下の教職員にも適用されて来ると思ひますが、その場合に地方公務員である教職員の本来の職務といふものは、どう判定したらよいのか、これはひとつ大臣にお伺ひいたします。

○大達國務大臣 私は、矢内原君が読売新聞にこの法案に反対の意見を發表されたことが、大学教授の職務であるとは思ひません。これは常識でわかっている。一矢内原個人の意見でありまして、従つて個人の意見であつても、人事院規則にはひつかからない。個人の発言を大学教授が職務としてやつた、こういうことづけを言わなくとも、ひつかからないのであります。公立学校の先生の場合も同様であります。これはひつかからないのであります。矢内原さんの前ですが、私はさきように解釈しております。公立学校の先生が職務としてどういふことをやられるか、これは大学の先生の場合と同じで、具体的なもの、この場合において判定しなければ、こういう場合は職務である、こういう場合は職務でないといふことは、一概には言へぬと思ひます。

○辻原委員 個人でやつてもさしつかえない、こう言われるんですが、個人でやつてもさしつかえないといふことは、政治的目的を持たない場合だけを限定されてあなたは言われたのであります。○大達國務大臣 そういう抽象的なことではない。この人事院規則のいづれにも該当しない、こう言つてゐる。

○辻原委員 これは大臣がどういふことを言われたか、ちよつと私は了解に苦しむんですが、たとえば矢内原総長が発表されたと同じような事例を國家公務員である教職員がいしは地方公務員である教職員が発表したという場合、これは個人でやつてもさしつかえない、そうあなたは言われたんですか。總裁の見解と違ふ。

○淺井政府委員 違います。文部大臣の申されたのは、こういう場合には、人事院規則で定めた政治的目的に欠けていると認められる、こういうことだろうと思ひます。これは人事院の見解としても同じことであります。

○辻原委員 これは今ここで判断せよといふことも無理であります。しかしながらここに殘る問題は、常に個人のあるかないかという判断によつて、これがひつかけられるといふ可能性をこの法律が持つていふといふことは事実であります。事實認定に基いて、これが規則に違反するとするならば、犯罪捜査その他が行われて来る。大臣は、それは心配ないんだといふことを今まで相當強調されていふけれども、この法律は必ずしもそうではないといふことを言つてゐる。その点は、時間がないので、私は一々例をもつて申し上げることはできないけれども、ともかく淺井總裁は、あるいは第六項にひつかるのではないかとこの御見解、ところが大臣は、その場合は全然さしつかえない、こういうふうにお言われたことだけは連記録に残つております。

○淺井政府委員 それは違ふのです。第六項の方がむしろ御質疑の的になりはしないかとおそれたといふことであります。

ります。決して第六項に該当すると申したではありません。

○辻原委員 時間をごさいます。政治的中立性のあのこまかい点で、いづれ個々の逐条の問題においてお伺いをいたしますが、中で一つ心配になる事項は、「何人も」に對してこの法律で制限を加えておるのでありますが、その「何人も」といふのは、この場合、大臣は、これは自然人、法人をも含むようにお考えになつてつくられたか。

○大達國務大臣 これは法人は入りません。

○辻原委員 「何人も」は自然人だけである。間違ひございませんね。

それでは伺ひますが、今日までの大臣の御説明によりますと、大體与黨の諸君もそういう御見解をしばしば述べられておりましたが、教員の組織団体、言ひかえたら、日教組の例をあげれば一番早道だと思ひますが、日教組といふものと、それから一般教職員、いわゆる組合の構成員である教職員といふものを別に考えられ、これを別に扱つておられるといふような印象が非常に強いのであります。抽象的にこの日教組といふものを別にして、その日教組が組合員である教職員にあつても對抗しておるといふふうな、そういう観念でもつて考えられておるのであります。この法律もその点については大臣の御説明のような趣旨でもつて私はつくられていふように思ふ。といふのは、「何人も」が教員の組織する団体ないしはその運動を通じて教員に對して教唆し扇動してはならぬといふことと、その場合に扇動される側は教員、そうすると、その教員は日教組の構成

員である場合には、これはパイプの役割を果す。教員は組織団体の構成員である。そうすると、扇動されるもの、扇動を通じて行つたところのパイプの役割を果す、この組織団体、このものとは一者二者の関係ではなくして同一人の関係である。こういうことを法律は書いておるのでありますが、私はこの観念はこの法律を解釈する上において非常に複雑な問題だと思ひます。と申すのは、先ほど自然人だけといふことでありますから、法人については何らの免除規定がない。そうすると具体的に法律の規定する違反する行為をそのパイプである教員の組織する団体の中、かりに吉田内閣を打倒せよといふことをみづからきめたといふ場合、一体それは教唆扇動といふことに該当するの、これは一体どうなんですか。

○大達國務大臣 日教組の内部でそういう方針をきめた、そのきめたことに参加してゐる、それがただちに教唆扇動になることはありません。

○辻原委員 今の問題であります。これは個々の事例が違反するか違反しないかといふ問題でなくして、私が言つてゐるのは、違反する行為、明らかに政治的目的をもつて、偏固の黨派的影響を教員に扇動するといつたやうな、そういうことをこの構成員である教員がみづからその団体できめた場合、それは一体その教員に對して教唆扇動したといふことになるのかどうか。

○大達國務大臣 自分に対して自分が教唆扇動といふことはありません、しかしそのほかの学校の先生あるいはそ

のほかの学校にそれを呼びかけて、そうして教唆扇動といふことがあればその点でここに該当する、こういうことになると思ひます。

○辻原委員 まだ質問は半分以上残つておりますが、時間もないうでありますので、最後に大臣にお伺ひいたしますが、この法律は私は先ほど申し上げたように、教職員の組織する団体、言ひかえればその代表的存在である日教組を通じての場合に於いてのみ、この黨派的影響がいかにいふことを規定してゐる。ところが第三者は、法律で規定する何人も自由にもし教唆し、扇動してやろうといふ目的を持つたならば、あながちその団体を通じてでもいふような方法でもつてこれはやり得るものであります。従つて、この法律が言つておる中立性を教育において確保するといふ本来の趣旨は、この法律においてはずつと貫かれてはおらぬ。いわば普通に言われる日教組の団体といふもののみをこれは対象にしてつくられた法律であるといふことが明瞭になつておると私は思ふ。この点についてはさらにお尋ねいたしたいことはありますけれども、省略いたします。

最後に、特例法の提案理由の中に特に強調されておることは、教育基本法において偏向教育をやつてはならぬといふことを規定してゐる云々といふことが書かれておるのであります。これは重大な問題でありますので、教育基本法の八条についてそういう趣旨が盛り込まれておるのかどうか、そういうふうな厳密に規定されておるのかどうか、これをお伺ひいたします。

○諸方政府委員 お答え申し上げます。教育基本法第八條第二項は特定の

学校においては特定の政黨を支持し、反對するための政治的教育を行つてはならぬ、こう言つております。これはおよそ学校においては黨派的に片寄つた教育を行つてはいかぬといふ趣旨でございまして、その表現といたしまして特定の政黨を支持し反對するための政治的教育、かように表現してあるわけであります。

○辻原委員 これは十五國會において私は當時の初中局長に質問をいたしておりました。現在の次官であります。連記録に残つておる。読み上げてよろしいのであります。時間がありませんので申し上げます。それはここにいう第二項の學校は特定の教育云々といふことの解釈、これは從來から問題になつた學校はといふのをあなたは今學校ではと言われた。學校はといふのと學校ではといふのと、これは本質的に違ふ。從來の文部省の解釈は、少くともそのときの私どもはこれは學校といふ一つの代表する人格に對して法律で規定してゐる、こういうふうな解釈をする。學校は、何々小学校名義でもつて選挙運動をする、何々小学校名義でもつて選挙のための金を集める、あるいは何々小学校はこの政策に反對する、こういうたやうないわゆる學校といふその形において法的に代表する機関において特定の教育をやつてはならぬといふことを法律は規定してゐる。あなたのやうに學校の中でそれをやつてはならぬといふ解釈は從來なかつたし、この法律からは出て来ないと思ふ。いつそういうふうな解釈をかえられたのか、これを承りたい。

○諸方政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、八條二項の内容が偏向

教育をやつてはいかぬということと規定しているかどうかという点に重点を置いてお話をしましたので、その点に私は重点を置いてお答えいたしましたのであります。学校はということ、学校教育活動として偏向教育をしてはいかない、こういうことでございます。

○辻原委員 これはあいまいです。学校はということと学校教育はというのは違ふ。学校はというの——これはこの法律が規定された当時の速記録、あるいはなぜこの法律がこう規定されたかというところの理由があるものであります。しかしそれは申し上げませんけれども、少くとも従来までのあれにおいては、学校ということとは先ほど私が申したような公的な意味において対外的に対抗する一つのものとして解釈されておるのです。学校の中の教育がこうだという解釈は私はなかつたと思う。このことについてはさらに逐条の場合において明確に行きたいと思ひます。

以上をもつて質問を打ち切ります。

○相川委員長代理 松平忠久君。

○松平委員 昨日の質問が今日なお残つておりますので、そのあとの部分について大臣にお伺いしたいと思ひます。

今度の二法案の持つ内容は、大体この法案自体のあいまい性ということと、それからこれに刑罰規定をもつて臨んでおる、こういうことのためにこの法案を適用された場合におけるいろいろな行き過ぎが出て来やしないかという心配が各方面にあるわけでありまして、なおまたこの行き過ぎということ、ただいま申しました法案自体のあいまい性、もう一つは刑罰規定をもつて臨む、その適用といひますが、行き過ぎが起りはしないかという懸念、もう一つの理由としては、現在の大連文部大臣の考え方というの、あるいは文部省の一部の者の考え方というの、そういう文部行政をなさる人たちの考へ方が、やや半封建性を脱却し切れないうで、まだ残つておるのではないかと、また今この法律を適用した場合に於いて、思ひざるいろいろ場面が出て来るのではないかと、今日の一般の言論界あるいは文化界の人たちの抱いておる懸念なのであります。そこでそのことについて私はまず第一にお伺いしたいと思ひますが、御承知のように日本の教育は、明治時代の教育といふものを徹底的に新しいものにかえてしまつた。やり方もかへたし、その教育目的というものも、明治時代とはかわつて来ておるものであります。ところがそのかわつたことについて、大臣は十分なる認識を持つておるかどうかが疑ひしい点があるのではないかと、こういうふうな世間では見ておる。私自身もそういう点を非常に懸念いたしておるものであります。それはなぜかと申しますと、この前の十六特別国会でも大分問題になりましたが、例の教育勸語の問題であります。道義を高揚するという教育を行なふなければならぬといふことの議論があつたときにおきまして、教育勸語の中の徳目——大臣の考へは、徳目はそのまま適用できないけれども、その教育勸語の中に流れておる精神というの、その流れといふものは現在適用して間違ひないのだ、たとえば「皇運ヲ扶翼スヘシ」といふことは、国運を扶翼すべしといふ

ふうにかえればよいのだ、そういうふうな説明ができればよいのだ、こういうふうなことをこの委員会において答弁なさつたわけでありまして。ところがこの大臣の答弁は、当時非常に教育界に波瀾を巻き起しておる。大臣は、そういう考へ方で教育勸語を見ておるといふならば、やはり昔の古い教育を頭の中に描いておつて、そうしてその態度をもつて今後の文部行政をやつて行くといふ心配がある。そこへ持つて来て、こういう法案が出て来た。これはつまり反動だ。こういうふうな世間は思つておるものであります。従ひまして、私がお伺いしたいのは、この十六特別国会において大臣が言われた、教育勸語の中に流れておる流れといふものを、現在の教育に適用して何らさしつかへない「皇運ヲ扶翼スヘシ」といふことは、国運を扶翼すべしと説明ができればよいのだ、こういう態度をもつて、この日本の教育を預かつておる、指導の立場にある文教の長として臨まれておるかどうかといふことについてお伺いしたいと思ひます。

○大達國務大臣 いろ／＼私の思想について御心配でございますが、そう心配されることはないと思ひます。教育勸語につきましては、第十一特別国会ですが、長時間にわたつていろいろお尋ねをいただいたのでありますが、私はその当時申し上げたように、教育勸語が今の戦後の日本の社会にそのままの形において適用されるというものは、これは昔の立憲君主制のそういう環境のもとに、それを背景とし、基礎として言われた言葉でありまして、その中に使われている言葉づかいといふものは今の世に合わない

という点は申し上げたはずであります。それから教育勸語が、戦争前において、日本の学校教育における少くとも道徳教育の基本となつていた。これも今日ではその地位を失墜しておつて、そのまたかわりになるようなものをどこからか天くだりしてさし示す、こういうことも私は不賛成である、こういうことを言つたのであります。ただ教育勸語そのものについてお前はどいう思ふかと言われるから、それまで教育勸語の精神といふものは今日これをいけぬものとして非難されるべきものではない。こういうことを言つたのであります。これがどういふわけで反動的であり、封建的であるか、お示しを願ひたい。

○松平委員 大臣は今教育勸語の精神は、これは尊重すべきである、こういう御発言があつたのであります。そしてこの前の十六特別国会においては「皇運ヲ扶翼スヘシ」を国運に説きかえる、こういう例を引いて、この精神は尊重するといふことを述べたわけでありまして、教育勸語の精神といふものは上下の関係を主としていふ。つまり國民の教育は國家に奉仕させるということを眼目とした教育であつて、今日の教育のように個性を伸ばして、真理を追求して行くことを眼目としていないものである。つまり何と申しますか、國に對する犠牲的精神といふたものを強く出して来ているのが明治時代の教育であります。私はそういうふうな考へておるのですが、大臣は、どういふふうにお考えになつておるか。

○大達國務大臣 私は繰返して申し上げるように、教育勸語を今日学校教育の

の基本として取上げる、こういうことを申しておるのではないのであります。ただ教育勸語の精神がこれはいけぬものとして排撃せられるべきものであるかどうかということについては、私はそれは思ひません。こういうことを言つておるのです。たとえば今あなたが言われるように、ただ上下の服従關係だけを規定しておるものではないことは、教育勸語をこらんなればすぐわかることなんです。「徳ヲ修メ業ヲ習ヒ」といふことは、人格を完成する、勤勞を尊ぶといふことであります。智能力ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、これは個人としての完成をうたつてあるのです。どうしてこれが上下の隷屬關係、いわゆるあなたの方の言葉で言へば、奴隸道徳だけを宣揚しておる、こういうふうにおつしやるのか私にはわからないのです。

〔相川委員長代理退席、委員長着席〕

○松平委員 教育勸語の中の徳目については、私も現在の教育の新しい制度の上においてこれは認めるべきものがあるといふ考へは持つております。しかしながら教育勸語全般にわたるところの精神といふものはそういうものではない。忠君愛國の思想をうたつたものであると理解しておるのです。その理解が違ふのですか。

○大達國務大臣 毎々申し上げるように、これは日本の國體、政體が違つておる。それを基礎とし、それを背景として出されたものであります。従つて今日の社会においてそのまま適合し得ない部分があるといふことは、これは

前から申し上げてある。

○松平委員 但しこの中を流れておるところの精神というものは現在に適用してもいいんだというふうな大臣はおつしやつたわけですが、その点はどうか。

○大達國務大臣 その通り。

○松平委員 その点が私と見解が違ふところでありまして、これ以上ただしただと、そういうふうな考えを持つておるとすれば、これはやむを得ません。

そこで今日懸念されておる一つの例を申し上げたいと思つてありますけれども、時間が大してありませんので、簡単に結論だけお聞きしたいと思つてあります。日本人の何と申しましようか、欠陥と申しますか、そういうものがある。長所もあり、短所もある。この長所を伸ばし短所をためて行くというところに教育の一つの使命があると思つてありますけれども、われわれが自覚しておる日本人の欠陥のほかに、多くの客観的な欠陥というものを持つておる。そのうちの一つに、これは実は外国の教育を受けて来たので私も身をもつて感じておるわけでありまして、日本人に対する世界各國の一致したところの批評があるのではありません。それはどういふ批評かという、一人の日本人は沈黙なり、ワン・ジャパニーズ・イズ・サイレント、これが日本人に対する世界の共通の批評であります。この日本人は沈黙なりということはどういふことを意味しているかという、言うべきことを言わない、外国に対しても言うべきことを言わない、こういう意味にとられるのであります。つまり是は是と

し、権利は権利として主張するというところに従来日本人が欠けておつた。それは明治時代の教育の一つの欠陥がこれにあるのではないかと、いうふうには思つてあります。新しい教育のもつておいてはその欠陥を直して、真理を探究してあくまで主張すべきものは主張する、正義を愛して正義を主張するといふ新しい制度になつておる。口をつぐんで長いものに巻かれるといふような性格の日本人をつくるべきでないといふことは、この新しい日本の教育制度の一つの眼目であらうと思つておる。

さてここで問題になりますのは、この政治的中立の確保に関する法律案の中におきまして、警察権の干渉がどの程度あるか、つまり教育委員会なり学校の長なり、この法案の中にもあります。この請求によつて罪を論ずるといふことがあります。文部省の考え方によりますと、請求によつて罪を論ずるといふことであるから、警察官は干渉をみだりにしないのだ、こういうお示しがあるのではありませんけれども、この点について請求を待つてすべてのそういうこと、つまり罪を論ずるに必要なる事前の手続が、すべてこの教育委員会なりあるいは付属学校においては大学校長なりの請求によつてなされるものであるかどうか、この点についてお伺いいたします。

○大達國務大臣 これは厳密に申し上げれば、請求を待たなくとも警察がその権限によつて犯罪の捜査をするといふことは、理論上はあり得ると思つておる。請求のない限り一切手がけてはならぬといふものではないと思つておる。しかし実際問題としては請求を待つて

罪を論ずるのでありますから、警察官がやたらに——これは学校に普通来るといふものではない。教唆扇動といふことが犯罪行為でありますから、その教唆扇動といふものがあつたかかつかかは、請求を待つて初めて捜査の手あるいは取調べの手が開始せられる。実際上はこの請求を待つてという規定があるために、みだりに学園の静謐を脅かすこととはないと考へておるのであります。

○松平委員 今の大臣の答弁によると、理論上はあるけれども実際上はないといふことがあります。理論上ではないと、法律上あり得ることであるといふと思つて、現に刑事訴訟法の規定によつて当然あり得ることだ。これは法律によつてそういう権限が与えられておるのであります。当然自己の立場において捜査をし、逮捕をすることもあり得るわけでありまして、また同時に教唆扇動した者をやるわけであるから、みだりに学園へ入つてやるのじやない、こういう話ですけれども、教唆扇動をされたかどうか、教唆扇動をされたところの事項の内容を学校を通じて生徒に教えたかどうかというところは、学校を調べなければわからない場合が多いと思つておる。その点はどうか。

○大達國務大臣 そういう場合もありましよう。

○松平委員 従つてそこに非常に懸念を感じておるといふふうな世間はとつておるのであります。言いかえれば、この判断を警察官がする場合が多いといふことになるわけでありまして、その点はどうかでしょうか。

○大達國務大臣 重ねて申し上げるやうに請求を待つて罪を論ずるのであり

ますから、そうやたらと警察が入つて来るというのではないと思つておる。

○松平委員 請求を待つて罪を論ずる。この罪を論ずるといふことは、起訴、不起訴といふことを意味すると大臣は思ひますか。

○大達國務大臣 請求を待つて捜査、起訴、判決という手段が行われる、こゝういふことであります。逆に言えば、請求がなければ起訴したりあるいは裁判をしたりすることはないといふことではないかと。

○松平委員 そうしますと起訴、不起訴については請求を待つて論ずるけれども、起訴、不起訴に至る前の事前の手続は請求を待つてするのではない。捜査したりまたは逮捕する、あるいは拘留するといふことは起訴、不起訴の前に行われる手続でありますけれども、それは請求を待たずしてできる、こゝう解釈していいわけですね。

○大達國務大臣 請求がなければ起訴ができないのでありますから、起訴ができないものをやたらと警察がのぞきに調べるといふことは、まず普通の場合にはないだらう。あなたはボシブルの場合とアバブルの場合と混同しておられる。そういうことがまれにあり得ても、それを非常に大げさに言つて、いかにものべつに警察が出て来るというやうなことを言ひふらしかしておる者があるのではありません。

○松平委員 少くともそれはボシブルである、こゝういふことは大臣もお認めになると思つておる。従つてその点は、実際問題としてこゝういふことが起り得るということについてははつきりしたわけでありまして、その次にお伺いしたいのは公務員の

特例法についてであります。昨日この点をお伺いしたいと思つたのですが、時間が切れてだめになつたのであります。実はこの中でずつとお伺いしたいけれども、時間の関係でただ必要などいふか、思ひついたところだけお伺いしたいと思つておる。

今日こゝういふ事例が間々起つております。教育委員会等で予算を立てた場合に、予算外の支出といふものが非常に多くなつて来る。その点に於いては、一例と申しますと、旅費その他非常に予算がきまつて来る。そのかきまつて来る一つの理由は、これは私はこの前もこの委員会が何かで申しましたけれども、今日の教育委員会における職務といふものが教育委員会によく理解されておらないといふ点がありまして、そのために教育長のやうな仕事を教育委員会がかわつてやるといふことが非常に多い傾向のあるところもあるわけでありまして、従つてこゝういふところにおいては予算外支出が非常に多くなつて来る、こゝういふことであつて、そこにまた若干不正の事実も現れて来たといふやうな事例があるのではありません。そういう不正の事実が現れて来たといふ場合におきまして、事務監査を要求するといふことが当然学校から出て来るわけでありまして、そうした事務監査は地方自治法の七十五條に事務監査を請求することができ、その署名をすることゝができるといふ規定があるわけでありまして、けれども、この人事院規則によりましてきくのも多賀谷君がちよつと触れたわけでありまして、私その点非常に心配しておるの、この政治目的と

して第七号に「地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求する署名を成立させ又は成立させないこと」となつています。ところがこういう政治目的を持つたところの政治行為をした場合においては、そのやり方はかりに組合あるいは学校の教員でもさしつかえないが、だれかがそれに署名させようという運動を起して、それには会費がいる、寄付金もいるというので、その金を集めるので、事務監査の請求をするというふうな場合があり得る。こういう場合には三年以下の懲役、十万円以下の罰金に処せられることになると思う。それは地方自治法によつて教員に与えられた一般住民に与えられたる当然の権利であります。そういう権利を何ゆえに一体制するのですか、これは地方自治法に違反するのですが、あなた方は違反すると思わないか。

○緒方政府委員 ただいまお述べになりましたような行為につきましては、場合によつては人事院規則に違反する場合があると思ひます。ただいま自治法に違反するけれども、それに対してどう考えるかというお話でございますが、現在、人事院規則におきまして、国立学校の先生あるいはそのほかの国家公務員もこの通りになつております。従ひまして自治法に違反するからどうだということとは、国立学校の教師だけについて起ることではございませぬ。

○松平委員 それは、現在の人事院規則というものは、国家公務員に適用している規則なのです。従つて国家公務員が、地方の公共団体の事務監査を要求するなどということはありませぬ。

地方の事務監査を要求するのは、それ相当の利害関係があつて要求するのである。従つて教育委員会においてさような不正なことがあれば、これは地方自治法に基く当然の権利として、その権利を行使しようとして署名運動あるいは寄付金、費用を集めるといふ場合において、それができないというのはいくどいふわけなのだ、そんなばかな法律はどこにあるか。権利を与えておいて……。

○緒方政府委員 事務監査の直接請求でございますが、これは地方公共団体の住民一般に与えられておる権利であります。従ひましてその中には国立学校の先生もおりますし、その住民の中には、国家公務員もあるわけでありまして、それが現にこの制限を受けておるわけでありまして、そういう関係になつております。

○松平委員 それらの国家公務員の人たちは、地方住民の一部の構成員としておりますけれども、現にそういう例があるから私は申し上げておりますが、そういう教育委員会の内部における不正行為等の場合には、その場合の事務監査の要求をするのは、そういう利害関係が国家公務員は稀薄なのであります。むしろ最も事務監査を要求したいのは小学校なり中学校のそこにおる地域社会の最も利害関係のある人たちが事務監査を要求したいのである。そういう要求をする権利を地方自治法で認めておきながら、今度の法律で最も必要であるところのそういう事務監査を法律で禁止をしておる。しかもこれをやつた場合には、三年以下の懲役に処せられ、十万円以下の罰金に処せられる、そういう違法行為を何ゆえにこ

の法律で規定しておるのか、こういうことは法治国の日本としてあり得べきことか、まつたくもつて気違いのさたじやないか、どういふわけなのです。

○緒方政府委員 公立学校の教育公務員が、その団体の住民であります場合に、直接請求をいたしますことは、教員としての権利であるわけじやないのでございます。これは住民として行つて行く関係になつて参ります。その点御了承願ひます。その関係は、地方公共団体に住居を置く住民としての国家公務員あるいは国立学校の教育公務員と何ら異なることはないと思ひます。

○松平委員 まことに珍妙な答弁をなされたわけでありまして、もう一度申し上げます。これは住民に与えられておる権利である。なるほど教育公務員、これも住民の一人でありまして、一人でありまして、しかしながらその住民の中で、最も利害関係の深い住民なのであります。一般の利害の薄いものには権利を認めておつて、最も利害関係の深いものに認めない、一体これはどういふわけだ、教育に一番関係のある教育公務員が、教育委員会に事務監査を要求するといふことは当然なんだ、当然の権利としてここに認められておる、それをいかにぬといふふうにしてしまふといふのは、どういふわけなんだかわからない。

○緒方政府委員 最も関係の深いものにこれを認めないで、関係の薄いものに認めるとおつしやいまして、認めないで認めないか、一般住民には認めておきやないか、と呼ぶ者あり、一般住民には密接な関係はございまして、その公共団体の事務監査につきまして請求

いたしますことは、一般住民の権利でございますけれども、公務員に対してはその制限がある、かように思ひます。

○松平委員 事例を申し上げます。教育委員会の委員なり職員なりが、旅費の二重取りをしておるといふことがあつて、その旅費の二重取りのために、学校の経費として来るところの教育旅費が少いということが心配になつた。そこで事務監査を要求する。これが最も関係の深い教員からでなくて、住民から出る場合もあるかもしれぬが、最も関係の深い学校教職員からそれを出したら、それは三年以下の懲役、十万円以下の罰金になるなどという、そういうばかげた法律が一体どこにあるか。

○緒方政府委員 そういう請求をいたします場合は、住民としていたすわけでありまして、住民として権利があるわけでありまして、しかし公務員として、その制限を付されておるといふわけでありまして。

○松平委員 しかば住民として、そういうことができるのか、住民としてはできるが、教育公務員としてはできない、こういうわけですか。

○緒方政府委員 自治法に定められております直接監査をやり得るというところは、一般住民の立場において与えられておるのであります。しかしながら公務員につきましては、政治的行為の制限の建前から、国立学校の教師につきましても現在これは禁止されております。ほかの国家公務員につきましても同様であります。このたびこの法律が成立いたしました場合には、公立学校の先生につきましても、制限を受けると思ひます。

○松平委員 国家公務員に禁止されておるのは当然でしょう。これは当然です。人事院規則によつても禁止されておるし、またその禁止されておることとはある程度了解できる、しかしながら地方の公務員として最も教育に關係の深いところのものに、事務監査の請求を禁止しておるといふことの理論的根拠は一体どこにあるのです。

○緒方政府委員 繰返して申し上げますが、この規定を見ましても、選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、「云々」監査の請求をすることができるとございまして、従ひまして住民として選挙権を持つておるもの、立場において権限を持つておるわけでございます。教員であるから特別の扱いをしなればならぬという関係は出て参りません。この制限は公立学校の教師も国立学校の教師も、政治的活動の制限については、同様に扱うといふ今度の改正法の趣旨でございますから、それから申しますと、国立学校の教師と同様の制限を受ける、こういう趣旨でございます。

○松平委員 あなたの解釈はよくわからなかつたけれども、そうすると選挙権を持つておる者に与えられたところの権利である、こういうふうな今言われたわけだけれども、教職員も選挙権は持つておるわけでありまして、持つておるけれども、教職員にはその権利を剝奪すると、こういうわけですか。

○緒方政府委員 一般の住民として選挙権を持つておる者がこの請求権を持つておるわけでございますが、しかしそういうふうな政治的行為、政治的活動に国家公務員が巻き込まれること、あるいは公立学校の地方公務員が巻き込まれ

はないか。大臣はただいま占領政策の
是正の気持ではないのだ、単なる教育
基本法第八條第二項を守るだけなんだ
とおっしゃいます、この点は非常に
私たちが疑わなければならぬ。この二
つの法律案をお出しになった気持その
ものを疑わなければならぬ。と申し
ますのは、天野文部大臣がやめられま
して、政党内としての大任がなされて
から、すなわち昭和二十六年ごろか
ら、日本の文教行政というものは、い
わゆる吉田好みな教育が、吉田好みの
方向へ持つて行つて、あたかもあめ玉
のごとく右にねじられ左にねじられ
る、こういうふうな傾向が多分にある
のでございます。このたびの法律案自
体も、これが純法律的な観点から見ま
しても、あるいはまた戦後の地方分権
という大きな教育の改革の点から見ま
しても、いろいろの矛盾があるのでは
ないかと、提案者である文部大臣自
身はその矛盾にはお気づきでないとい
は思いますが、これは万全なるもので
ある、いささかも日本の教育を阻害す
るものではないのだと思われませんか。
あらためてお尋ねいたしますが、あ
なたは純教育者の立場をお持ちになる
自信がありますか。ありません。

○大達國務大臣 私は当面の國情から
ぜひ必要な法律として提案をいたした
のであります。
○山崎(始)委員 私がお尋ねしている
のは必要の問題ではございません。純
教育的にこの法律案を見た場合に、こ
の二つの法律で本當に日本の教育を今
後守つて行くという確信があるかどう
かということでありまして。
○大達國務大臣 この法律案に対して

教育を破壊するものなりと稱して、い
わゆる教育防衛大会というふうなもの
が行われております。私は何がゆゑに
この法律が日本の教育を破壊するもの
であるかということを了解するに苦し
むのであります。

○山崎(始)委員 これは主観の相違と
いうことでありますから、しかたござ
いせんが、私は実は疑うのでありま
す。現在の教育の目標というものは何
か。戦後教育委員会という新しい制度
ができたのは、どういう意味か。同時
に戦後から今月まで、三万五千になん
んとする日本の義務教育学校に向つ
て、指導要領なりその他が出されて、
今日のいわゆる新教育が実践をされて
来た。私今ここに文部省の事務官僚の
方がたくさんおられますので、一々
聞いてみたいのですが、あなた方はこ
の法律案をもつて万全なものと見て、
ほんとうに教育者の良心でもつてこ
の法律案を出されたのか、率直な意見
を実は聞いてみたいような気がしてな
らないのであります。しかたがござ
いせんので、それでは私は一番大切
な問題に入りたいと思ひます。
先ほど辻原委員もついでにおしました
が、どうも私はこの二つの法律案の基
本となるところの教育基本法の第八
條に対する文部大臣並びに文部当局の御
解釈というものが、非常な誤りをおか
してあるのではないかと、とてもない
見当違いをこの八條に対してなさつて
おられるのではないかと、こういう気が
するのであります。私はあらためて文
部大臣にこの教育基本法の第八條の意
味のお考え方というものを簡単に承り
たいと思ひるのであります。
○大達國務大臣 基本法の第八條の二

項の規定は、これは読んで字のごと
く、特定政策を支持し、また反対する
ための政治教育をしてはならない、こ
ういうことであります。

○山崎(始)委員 教育基本法第八條二
項を申されたのであります。この
教育基本法の第八條といふものは、第
二項が単独であるべきものではなく、
第一項との連関性においてあるべきも
のだと思ひるのであります。この第一
項、第二項を通じての基本法第八條が
持つておる根本的な性格をひとつ承り
たいと思ひるのであります。
○大達國務大臣 お話の通り第一項と二
項とは表裏をなすものであると思ひま
す。第一項は、良識ある公民たるに必要
なる政治的教養は、これを教育の上に
おいて尊重しなければならぬ、こう
いうことであります。これを言葉をか
えて言へば、学童が成長して社会に立
つた場合に、公民として良識をもつて
各種の政治的問題、思想の問題、その
他の問題等を批判し判断する、そうい
う良識を与える。そういう意味におけ
る政治的教養を高めるといふことが非
常に大切である。これが第一項の意味
であらうと思ひます。その場合にいわ
ゆる良識ある公民たるに必要な判断力
あるいは批判力というふうなものを曲
げて、一方的な考え方、一方的な政治
的主張、そういうものをもつて子供に
与える。これでは良識ある公民たるに
必要な判断力、批判力といふものは欠
如せざるを得ないのであります。従つ
てさうな片寄つた教育を与えるとい
ふことは、その子供が大きくなつた場
合に、その子供の思想あるいは政治的
な立場といふものを方向づけるという
ことになるのであつて、良識ある公民

たることを阻止することになる。であ
るからして、政治的教養は十分尊重せ
られると同時に、それをこわすような
ことをしたらいかな、これが第二項の
趣旨であらうと思ひます。第一項、第
二項が相まつて、日本の教育における
政治教育といふもののあり方を示して
おるものである、かように考えます。

○山崎(始)委員 この教育基本法の第
八條が、学校の教員の政治的自由を
保障しておる事項だとはお考えにな
りませんか。
○大達國務大臣 これは教員の問題で
はあります。八條の二項に書いてあ
るように、これは教育の問題でありま
す。教員といふ人のことに何も触れた
問題ではありません。
○山崎(始)委員 いよいよもつて大臣
は、第八條第二項の真意について非常
にとんでもない解釈をされている。な
ぜかと申しますと、この八條の性格と
いふものは、学校を、教育という立場
において不当な政治的な支配から守つ
ておる。同時にこの教育基本法の八條
の一、二項を通じての根本的な性格と
いふものは、学校を不当な教育から守
ると同時に、そこに働くところの教員
あるいは学生の政治的自由といふもの
を逆に保障しておる。それがこの教
育基本法の八條の根本の精神でなけれ
ばならぬのであります。言いかえま
すならば、憲法で保障されておる自
由——教員であつてももとより人間で
あることにかわりがございません。従
つてこの教育基本法の八條は、政治的
自由を与えられておる教員に、公共の
福祉に反しないという一つのわくを入
れるがために、この第二項において「特
定の政党を支持し、又はこれに反対す

るための政治教育その他政治的活動を
してはならない」という義務を負わ
せておる。この一項はその裏づけとし
て、憲法十三條に保障されておるとこ
ろの教員の政治的自由の保障をしてお
るところの事項なのであります。私は
この國會が始まつて、あなたの御答弁
を聞いておりますと、全然教育基本法
の八條がおわかりになつていない。た
だ表面において、学校において一党一
派に偏した教育をしてはならない、こ
う言われる。それはたての表面しか見
ていらつしやらない。よろしうござ
いますか。この八條に一貫した精神と
いふものは、教員の政治的自由を確
保しているのです。もとよりこの基本
法は、憲法から来ておることは申し上
げるまでもございせんが、憲法十三
條における公共の福祉を守るといふ一
つの制限において、この第二項がある
のであります。その裏づけはあくま
で教員の政治的自由を認めておるので
ございまして。それでなければこの教育
基本法八條の性格はほんとうに理解さ
れたとは言えない。ところが今回出ま
したこの法律案といふものは、時間
ないから要点だけを申し上げますが、
あなた方はたての反面の二項だけをこ
らになつて、一足飛びに、全国六十
万に近い教員の政治的自由に対して、
いわゆる三年以下、十萬圓以下、その
他の刑罰規定をもつて規律していらつ
しやる。これでは教育のほんとうの自
由、戦後における新しい民主教育、こ
ういふものはできないのであります。
こういう点について、もう一度あなた
の御見解を聞きたいのであります。

○大達國務大臣 教育といふものは、
これを担当する教員がその良識に訴え

て自分がよいと信ずる教育を行う、これは当然のことです。その限りにおいては、教育は、その担当する先生の自由な良識により、その判断に基づいて行われるべきものである、但しその場合において二項に規定してあるような片寄った教育をしてはならない、こゝに書いてあるのは、八条の二項は、教育はあくまでも、かくなくしてはならないというものを規定しておるものでありまして、教員自身の政治的自由をそれで確保するという筋合いのものではない。これは何も基本法でそんなことをいわなくとも、一般に教員であろうと何であろうと、憲法によつてその基本的な権利というものが保障されておるわけで、何も憲法の規定に加えて、わざわざそこへ持つて来て教員の政治的自由を保障するということはあり得ないのであります。これはあくまでも教育に関する規定であつて、教員に関する規定ではありません。

○山崎(始)委員 ます／＼もつて奇怪なお話です。あなたのお考えは、この教育基本法の八条と、教員の政治的自由を守るということとチャンポンにされておるのです。ここに根本的の誤りがある。教員という人間の政治的自由というものは、憲法で確保されております。しかも今日の日本の社会常識から見ても、日本には、社会主義が資本主義があるいは共産主義が、こういうものしかないのです。従つて教員という人間においては、政治的な中立とかいふものはないのでございます。しかしながら教育の中立性というものは厳然とあるのです。わかりますか。つまりこの教育基本法の八条の第一項において「良識ある公民たるに

必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならぬ」とこれはすなわち中で働く教員のことじやございませぬ。これは学校なんですよ。いわゆる教育の場というものは、あくまで政治的に中立でなければならぬ。そこで働く人間である教員というものは、第二項において初めて、公共の福祉に反しないという建前からそこをわくをはめて、特定の教育をしてはならないとしてある。教員自身は人間なのでありますから、学校の先生が政治的に中立でなければならぬという考え方と、教育が中立でなければならぬというものの考え方を混同しますと、あなたのような答弁が出て来るのです。また同時に、この教育基本法の八条の一項、二項との関連性がわかりにならないのであります。これは非常に大切な点なのであります。でありますから教員というものは、政治的に自由である。この自由とは、共産主義者であろうと、あるいは資本主義者であろうと、そんなことはもうござつてないのであります。そこで第二項において、憲法においてはいわゆる思想の自由その他を認めておるから、そのかわりに公共の福祉に反してはいいけない、お前は教員という身分だから、学校という特定の場において特定の政党を支持した反対をするような教育は本人の良識によつてやつてはならないぞということとを二項で義務づけておる。その裏づけとして一項の方は反対に教員の自由は保障しておるのであります。政治的自由を保障しておるのであります。この点が混同されておる。だから今度の法律案によつて来る根本を皆さんは全然誤つた解釈をされておる。

○大達國務大臣 あなたは今御発言中、初めの辺はこれは教育に関する規定だということをお認めになつたようでありまして、その限りにおいては私の説明をお願いになつたように見えまして、その前提に立つて先ほどからあなたのおつしやつたことは、大体私が先ほど申し上げたことと同じこととあります。ただしまいごろになつて、またこれが教員の政治的自由を保障してある……(山崎(始)委員)「そうなんです」(呼ぶ)それならば、そこで保障しないのも、一般に人間の政治的自由というものは憲法において保障されておるのです。これはごらんになればわかるように教員とは書いてない。教育をしてはならぬとか、教育は尊重されなければならぬとか、こういうことをいつておる。何も教員の特定の個人に対する規定じやありません。それはよくごらんになればわかる。

○山崎(始)委員 どうも教育の政治的中立というものと教員の政治的中立というものは全然混同されております。これは教員とは書いてありませんよ。一項には教員とは書いてありませんが、その学校の場におけるところの教える人は、これは相関的な意味において教員になり学生になるのです。(山崎(始)委員)「どうもあやしくなつて来た」と呼ぶ者あり(あやしいのじやないですよ、あなた。教育基本法の八条に教員と書いてないからというて、教員の政治的自由を守つていないのだ、そんなことは憲法にあるのだから、ここにはいふてないのだというものの考え方が間違つておるのです。教育基本法の八条は教員の政治的自由を守つておるのです。

○大達國務大臣 あなたは先ほどから教育の自由ということをおつしやつた。その意味において八条の二項は教育の自由というものを前提にして規定してある。ただその自由なあまりに、あるわくをはなれて、そうして片寄つた教育のところまで行くことがいけない。その片寄らない限りにおいて、教育は自由に教員の良識に従つて施さるべきものである、こういうことは私も同感であります。ただあなたは教育の自由と教員の政治的活動の自由、そういうことを一緒にしたおつしやるからどうも私もよくわからぬのですが、どうもあなたのお考えと私の考えはそんなに違つてないらしいです。

○山崎(始)委員 半分合つておるのです。二項の方の半分だけ合つておる。あなたが言ふ一項は、あなたは字句の表面の解釈だけされておるのです。この一項が教員の政治的自由を保障してあるのです。保障している裏づけとして基本法の二項はわくをはめておるのです。このことがおわかりにならなかつたら、今度の法律案の重大性がおわかりにならないのです。なぜということは、今度の法案はあなたは教育基本法の八条の二項の——もとより私たちといへども、学校という場において片寄つた政治教育をする、一方的な政治教育をするということには不賛成でございします。しかしながらこの法律の半面は、元來政治的に自由であるべき教員を縛つておるといふ、この教育基本法

の一項に対する反対の現象が出ておる。そこにあると私は申し上げておるものであります。この点は私はもう少し基本法の八条を十分お考えになつていただかなければならぬ。教育基本法の八条からこの法律が出ておるとおつしやるのですから、まずこれのいかなるものかは、その持つておる性格というものを十分お考えにならなければいけない。その次の教育基本法の十條に「教育は、不当な支配に服することなく云々」と書いてある。すなわち教育というものを不当な政治的な圧迫とか支配とかいふものから守らなければいけない。それが教育基本法の八条である。そこでございましょう。そのかわりに、今言うこの八条の一項は、あくまでも新しい教育というものは、自由な人間を教育するためにも、教える学校の先生が自由人でなければならぬ。いわゆる人間としての政治的自由を持たずに、思うことも言えないようなことではいけないのだ、この戦後の新しい教育における学校の先生にはまず普通人以上の自由を与えなければいけないというものが、新しい憲法の趣旨であり、新しい教育基本法の趣旨でもあります。同時に新しい教育の趣旨でなければならぬのであります。こういう点は戦後の新しい教育がいかにできたかということをお考えになつていただければ、この教育基本法の八条の一項がどういふ性格を持つておるかわかるはずだ。あなたのようにたての反面だけ見られて、二項だけ都合のいいようにごらんになつておられますが、一項との関連性、二項の持つておる真意というものが全然没却されている。その没却されているのがこの罰則規定

というものになつて現われて、二項を確保するにはお前たちでは信用がでないのだからというので、足に鎖をつけておくがごとき法律になつてゐる。私が最初あなたに、今後の教育において純教育的に考へて行く確信がありましかありませんかと聞きましたのは、ここにあるのでございます。

次に、時間がありませんからさつそくお尋ねいたしますが、教育の中立性ということに對しまして、今度の法律案が非常に刑罰規定を伴つておりましたと考へ合せまして、非常にあいまいな一つの言葉だと思つておりますが、私は先日大臣の御答弁その他自出寛の方のお話を承つておりますると、今度の法律案が出ました一つのきつかけのごとき口ぶりとして、日教組は赤であるとか——赤であると申したと私は申し上げませんよ。あるかのごとき印象を非常に世間に与えていらつしやる。私の考へでは、日教組が全部赤であるとならうと、私は一つも問題じやない。この法律案との関連性において私は問題じやないと思ふ。要

点は末端における現場の日本の教育の実際というものが、こういう法律案を出さねばならないような客観的な要素を持つておるかどうか。言いかえたならば、日教組の人が全部赤であつたところ、末端の教育の実際というものは健全であるということであるならば、これは一つも関係がないのだ、かように突は思つておるのであります。が、この点に對しては大臣の考へはどうでありますか。

○大達國務大臣 同感であります。○山崎(始)委員 そうすると、今回出ましたこの二つの法律案の究極の筋道

としては、あなたのお考へでは、日本の義務教育の現状は非常に片寄つた、教育基本法の八条二項に反するおそれのあるものになつてゐる、こういうお考へでありますか。

○大達國務大臣 非常にとかいふのはこれは程度の問題であります。とにかく義務教育諸学校において片寄つた教育が行われておる面が相当にある、こういうふうには考へます。そしてまたこれが、外部からの教唆、扇動といふことによつて行われておるのではな

いか。少くともさうな教育をするよ

うに教唆扇動をした事実があるやに見受けられる、こういう認識のもとにこの法律案を提案したのであります。

○山崎(始)委員 私は、実は文部省がお出しになりましたこの二十四の事例の資料は、教育の中立性という言葉を非常に抽象的であるだけに、今回の法律案を審議いたします上における政府のお考へ方の結着点は、いわゆる中立性とは、中立性を侵されておるおそれがかく／＼のごとくあるのだから今度のこの法律案は必要なのだ、こういう筋道にならねばならぬと思つておりますが、この二十四の事例、この中にはわれ／＼とすればいろいろ／＼な異論がございます。実地調査その他によつてみるとまことにずさんなものである。でございますが、かりにこの全部がまことに憂うべき現象であるといたしましても、私らの考へ方では——三万五千からある学校の中で、ここに出

ておりますのはわずか二十四件ではございませう、これを全部肯定するとしても、今度の二法案をお出しになるような客観性というものは私はどうも認めないのでございませう。聞くところによりますと、文部大臣は、この二十四の事例というものは文部省が黙つておつてもこれだけのものが出たのだから、ほかには無数にあるだろう、こういうふうな意味のことを言われたといふことを聞くのであります。それは事実でございますか。

○大達國務大臣 私は無数にあるとは言わねけれども、これはいわば勞せずして集つた事例であります。でありますからして、さうな事例が他にも相当あるのではないかと、こういうふうな想像するといひますか、判断をしておるのであります。しこうしてその判断の基礎になるものは、日教組の方針がさうな教育をすべく指令を流してあります。従つてこの法律案を出す必要がある。今あなたは全国でかりに二十四に限つておるとすれば、そんなにしくてもいいじやないかというお言葉でありましたが、私はそれは思わぬ。

これは品物ではないのです。父兄にとつてはかけがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

れつてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

つてはかたがえのない大切な子供なんです。その子供がみす／＼そこなわ

育が行われてはならぬということを認めていらつしやるが、さような教育を行うことを教唆、扇動するものに対して処罰するといふのであつて、教唆、扇動をしなれば、何もこわがることもなければ、何の影響もない。教唆、扇動するものだけが処罰にひつかかるのです。あなたは八条の二項のようなことは悪いことだとおつしやるが、そういう悪い教育をわざ／＼学校の先生に教唆扇動すること、それさえなければ、だれもこの法律が出たために困るものは一人もおらぬのです。なぜこの法律をひい法律だといふのですか。少々の子供がそこなわれておつても、それはかまわぬ、こんな法律を出してはいかぬといふのはどういふわけですか。

○山崎(始)委員 時間がございせんから、要点だけ申し上げますが、これは御説の通りです。私が申し上げるのは、ただ一件あつても、いわゆる文部当局としては無関心ではおれないでしょう。それはわかります。ところが、それならば現行法規でもつてこういう虫はまれておるといふ実態が矯正できるかできないかという問題になるのです。私は断然こんな五十万教員の政治活動の禁止をして、おまけに刑罰規定まで加えられるのをやらなくても現行法規でできるじやないかといふことが言いたいのです。できますかできませんか。

○大達國務大臣 現行法規では、少くとも文部省の持つてゐる権限ではできません。

○山崎(始)委員 言葉といふものはなか／＼便利なものとして、私はできると思ふのです。現在の地方教育委員

会といふものをあなたは育成するといふ。こういう中央集権的な法律を出しておきながら、反面には地方教育委員会といふような最も民主的なものに對して言葉の上では育成するといふ言われてゐるのです。信用されてゐるのです。この地方教育委員会の持つてゐるところの行政的な権限でこれができないはずはないのであります。私は一お聞きしたいのであります。私が、時間がございせんからここで申し上げますが、昭和二十四年だつたと記憶いたしますが、レッドバジのときには文部省はどういう処置をとられたのであります。私は覚えております。各都道府県の教育長を一々文部大臣の官邸に呼んで、お前の方の尿にはこれだけの者があるじやないか、これを何とか処置をせよと初めて知らされたのです。そういう方法が非法法が合法かといふことは別にいたしまして、教育委員会自体が行政的な処分権を持つてゐるのですから、もしこの事例が悪いのなら悪いでできないことはないと思ふ。そうでしょう。そのあと押しを文部省がする。権限がないものが権限を行使した事例もあるのです。全然できないといふばかりなことではないのです。何もこんなむずかしい法律をつくらなくても、地方教育委員会が持つてゐるところの正当なる行政権の発動といふものによつてできるのです。しかもあなたはこの間も高津委員に對して、教育委員会は充足して間がない、これにまかしておつたのではないのか、これとおつしやつてゐる。高津委員はそのまま聞きがしてゐますけれども、私はこれは重大な問題だと言いたいのです。そうでしょう。

○大達國務大臣 レッドバジのときの事情は私よく知りませんが、教育委員会に對して文部省がお前の方はこれだけの者がある。だからこれをバジで追放せよといふことを言つたとすれば、これは明らかに越権であります。これは當時アメリカ進駐軍の意向によつて、法規を離れて、直接選挙によつて出て来た人々を文部省がさしずをしたのであります。これはアメリカさんがいなくなつた今日ではさようなことはできません。また私は、そういう法規を離れて権力を濫用するといふか、そういうことはできぬことだと思ふ。それをあなたは今日でもおつしやるのはどういふわけですか。

○山崎(始)委員 地方の教育委員会が自分の持つてゐるところの行政権、これの自主性があつたら、こういう不都合な者がおれば懲戒処分でもできる、こういうのでしょう。何もあなたがなさしずをする必要はないのです。

○大達國務大臣 この法律が出れば、これが熱さましのトンブクのように一ぶくで済む、こう思つてはおらぬ。各教育委員会の協力によつて――教育委員会がその職能、機能を発揮することが必要なのです。これは何も教育委員会の仕事にじやまになるわけでもありません。こういう規定があつて、一面において教唆扇動といひますか、悪いことをするようにけしかける者を抑えんと同時に、教育委員会は教育委員会としてこれを育成して、十分にその機能を発揮してもらいたい、かように思つてゐるのであつて、教育委員会を育成するならばこれはいられぬ、こういう議論は成り立たぬと思ふのであります。

○山崎(始)委員 教育委員会を育成す

れば云々といふことを私は申し上げておるのじやないのです。現在でも、こんな法律案を出さなくても、教育の中立性を侵すようなおそれのある教育をやるといふことであれば、現在の法律のままでもそれが押えられ得るといふことを申し上げておるのであります。私はこの点を申し上げておきます。

私は時間がありませんから、次へ参りますが、あなたの御発言、あなたのお気持ちの中には、教育委員会制度はまだ始まつて間がないから、実力がないから、できるものでもようやらぬのだ、待つてはくれぬからこつしやる、これは私は重大だと思ふ。教育委員会制度といふ新しいものの育成を待つて――こういう行き過ぎの教育がもしありとすれば、地方民の良識により、教員の良識によつて押え得られるのです。これがまた民主主義といふものでなければならぬ。それをあなたの話の中には待つてはくれぬからこつしやる言葉を言われたのです、その物の考え方がとんでもない。教育のことは教育の制度でもつて解決すべきものだと思ふ。教育のことをこつしやる罰則でもつて解決しようといふ物の考え方が私は気に入らないのであります。重要な点はこの点なんでありまして、この点はどうお考えになりますか。

○大達國務大臣 先ほど申し上げたのは、現状として文部省の権限としてはこれを押える手はない、かように申し上げたのであります。今日教育委員会がお話の通りに活発にその機能を発揮しておれば、こつしやる法律を出さなくともよいかもしれぬ。しかしこの法律を出すことは何にもじやまにならぬ

で、一般の教員には何も圧迫を加えるものではない、悪いことをけしかける者を罰するのです。これは教の少い事例であつても、現実日本の大切な子供がそこなわれておるといふことは放置することはできぬ、これについては御同感になつた。それを良識にまつて云々と言われるが、待つておるわけには行かぬといふことを申し上げるので

○山崎(始)委員 もうとにかくあなたは相当おそろべき頭を持つておるので。私はこれだつたらいかに関答してもいつまでもこれは並行線に立つて、そこに多少の御反省を願ふといふような余地はありません。今の待つてはおれないといふ言葉は簡単に聞き流せないのです、私は実はいろいろ申し上げたいのであります。私の方の党に於ては時間が来たのでまことに残念であります。また逐条審議のときに言わせてもらふかもしれませんが、一般質問としては一応これで打ち切ります。

○辻委員長 山村新治郎君。

○山村委員 すでにあらゆる角度からいろいろ御質問がございましたので、わが党としては後刻松田竹千代君から質問があるはずであります。従つてわが党の持ち時間は松田竹千代君にある程度質問の時間があることを前提として、私は最も重要な点を一、二点文部大臣にお伺ひしたいと思ひます。

その前に事務当局から先にお伺ひしたいのでございます。それは日教組の立場というものは労働組合の意思と考へられておりますかどうか、その点をお尋ねいたします。

○諸方政府委員 これは労働法上の組合ではありませんが、労働法の適用はあります。

○山村委員 労働法規によつて規定されている組合でないことはわかり切つてゐるのです、しかしその性格上からいつて労働組合の一つと政府はみなされておるか、あるいは労働組合の組合法によらざるものではあるけれども、その一つとみなしておるか。全体としておるその他の団体とみなしておるか。その点を伺いたないのであります。

○諸方政府委員 日教組は、府県の教員の組合を単位団体としておられます。その組合を単位団体としておられます。そうしてその連合体をつくつておられます。府県における教員団体は、地方公務員法の定める団体になっておられますけれども、その連合体につきては、これは、全然任意の団体であります。

○山村委員 文部大臣が思つておられることを非常に率直に申されるということについて、私は新聞紙上を通じて非常に敬意を表しておりますが、特にこの間の東京裁判の間際につきては、ずばりと所信を言われたその勇氣は、ほんとうに偉いものだと思はし上げざるを得ないのであります。その意味から、ひとつ終戦後の特別に労働組合を含めたこういう組合運動のあり方につきては、御見解を承りたいのでございますが、率直に言います、見方によりますならば、終戦直後の占領政策の一環といたしまして、何か日本の経済力あるいは日本の復興力が阻害されるような程度までの施策というものがとられたのじやない

かという論のありますことは、御存じの通りでございます。このことがたまたま労働組合といへば、保守系と対立しなければならぬというふうな空気を醸成してしまつたといふことは、日本民族にとつて一大悲劇であるといつても私はよろしいと思つてござい

ます。従つて特にこのインテリの団体でありますところの先生方の組合が、いつの間にか左へ／＼と片寄つて参つてしまつたといふことは、これは一つにはその当時の世相の流れであるといふことも言えるかもしれませんが、一面におきましてはある程度まで日本の経済力を弱めようとするような占領方針の影響と文部大臣はみなされておるかどうかにつきては、率直な御意見を承りたいのでございます。

○大達國務大臣 御承知の通り、これは私のごく浅薄な意見であります。日本における真実の意味の労働運動といふものは、戦争前にはほとんど押えつけられておつた。それが終戦後一時に非常に解放せられ、あるいはまた奨励せられて、急速にその運動が展開せられるに至つた、何らの歴史もなく、伝統もなく、経験もなく、自然にあるべき姿であるはずの労働運動が、一時に非常に過激な方向をとつたといふことは言えると思ふ。同時にまた戦後の国内の、第一には窮乏、それから思想の混乱、そういうものがこれと相まつて、日本における労働運動といふものは次第にきわめて強い政治的偏向を示して来た。今日これが現状であらうと思ふ。私の希望するところでは、一日も早くこの労働運動というものが正常な軌道に乗つて、そうして国家国民全体の福利に貢献するような形

で労働運動が展開されるということをお私どもとしては希望せざるを得ないのであります。

そこで日教組の場合、先ほどのお話がありました、これは法律上の関係は別といたしまして、その発足において明らかに労働団体を本質として発足したものである、こう思ひます。これもいゝゆるその他の労働団体と同じように次第に政治的偏向を強くした。でありますから今日においてはその本質は労働団体であると思ひますけれども、その実情においては非常に複雑多岐の様相を示しております。一面においては教員の団体として、教育者のアソシエーションとして日本の教育の向上を期する、そういう面も確かにあると私は思ふ。しかし同時にまたこれが意味では、実質的には政治団体としてきわめて強い政治活動をしておる。これに連帯をしてこの組合員である学校の先生方が政治運動に狂奔しておる。私どもは少くとも文部省の立場から考えますと、そこまでは私どものいわば関知するところではありません。ただ勢いのおもむくところを教壇をその政治運動の具に供する、教職員が、そういう道具に使用、従つてそこには非常に片寄つた政治教育が行われ、という結果になる、これが私どもとしては教育に関する限りであります。が、非常に困つたことである。このまま放置することはできない、かように考へておる次第であります。

○山村委員 いささか私の質問とは的をはずしたのでございますが、大臣のお氣持がよくわかつたのであります。ただそこで今回のこの教育二法案が提

出された次第でございますが、この提出されるところの趣旨はよくわかるのでございます。しかしこの法案が通つたあかつきにおきまして、この組合員たるところの先生方の気持といふものにどういふような影響を持つたかということについて、お見通しになつたことがございませうか。

○大達國務大臣 これは先生方に対してはいろいろの影響が考えられると思ひます。どうも私どもが考えますのは、先ほどから申しますように、日本の教育の場、ことに義務教育の面において片寄つた教育を一日も早く排除することに努めたい、こういうことである。これは非常に言い過ぎのことであるかも知れませんが、私は日本の教職員の諸君は、はなはだ失礼であるけれども、ほとんどの人が非常に健康な、穏やかな思想を持つておられる。いわゆる善良の人が多く、こういうことをいわれております。私もその通りであると思ふ。ただししかしながら、ある意味では自主性を欠いておつて、そうして非常にほかの影響を受けやすい。今日世間で日教組を丹頂づるといふ。これはたまたま言うことでありますから、それは合理性があるとかんとかいふことではありません。が、世間ではこれは通り言葉になつておる。これは私は日教組の中にかりに一部赤の人があるとしても、その人の誇りを傷つめるものではないと思ふ。白の部分こそ反省すべきである。一部の人々に左右せられて、いわゆる多数の善良な健康な人々が自主性がなく、わずかな一部の人々に左右せられるといふそのことがいわゆる丹頂づるといふ言葉に現れておると思ふ。で

ありますから、日本の教員の諸君に対しては、そう言つてはおかしいけれども、とにかくある風潮といひますか流れといひますか、これが非常に教職員全体の動向を左右する要素であると思ふ。この法律は、御承知のように教育の中立性を確保する、こういう法律的な見地から出たものであります。しかしこれによつて教職員の諸君がいわゆる自主性をとりもどされ、今までのような何でもかでも日教組一辺倒、こういう考えから脱却されるということであれば、これは法律が所期する以上の効果を持つて、こういうふうなことは日教組対策といふことではございません。日本の教壇を守る意味においては、私は私を切に希望しておるわけですが、これは私どもの考えのこの二法案に伴う法律のりくつを離れて、重要な副産物、いやむしろ主産物かも知れない。これによつて教員のうちに自主性が回復せられるような健全な風潮が起る契機となれば非常にけっこうだ、こういうふうな思つております。

○山村委員 非常に重大な答弁を聞いたのであります。日本の教員の大部分のものは、健康なんだ、これは私もその通りだと思ひます。しかし反面におきまして、これが自主性がないのだといふことをおきめになつておるようございませうか、そうなりますと、この自主性のない先生方までが、いわゆる丹頂づるの赤さに踊らされておる。と申しましようか、あるいは則ちされておる。と申しましようか、どういふ原因にいたしまして、その方々がこの法案に対しては相当な反対をしてゐるといふ事実は、これはわが保守党

といえども認めざるを得ないと思つておる。従ひまして、まず順序としてお聞きしたい点は、大臣としての目算でいつころでございませうが、先生方の中でどれくらいの方がこの法案に対して反対の意思を持たれておられるという見当をつけておられるのでございませうか。その点を伺いたい。

○大達國務大臣 これは表面に現れておるところではわからぬことでありますが、ほとんどの教職員、少くとも日教組に入つておられる教職員、これはほとんど全部の教職員でございませうが、全部反対の立場をとつておられると思ひます。しかし、これはただいま申し上げるに——これは私の方の都合のいい觀察とおしやられればそれまでありますが、私どもの率直な感じを申し上げますと、やはりこれも日教組の強力な反対運動に抵抗することができなくて、いわゆる自主性の欠如によつて、ついで歩いておられるという面が相當あるのではないかと、実はそういうふうな思つております。

ちよつと余談になることを申し上げますが、私のところにはほとんど毎日のように非常にたくさんの手紙が来る。この手紙のうちで私の自宅に来るものは全部反対です。ただ役所に来るいろいろの投書といひますか、手紙は、また逆に全部が賛成なんです。そのうちには、教職員の諸君が相當においでになる。私の自宅を全国の先生が知つておられるはずがない。これはどこかで自宅のアドレスを教えてもらつて出ますから、家に来るのは全部反対だ。だから自発的に出たと思われ、どこが住所かわからぬから、文部省へ付て来るのは、相當に賛成の方が多いので

す。でありますから、表面に現れておるようには、教職員の諸君がこの法律案に対して、あれほど熾烈な反対の態度をとつておられる、一致結束して反対の態度をとつておられるというようには、実は私は思つておられるのであります。

○山村委員 私はそこに問題があるのじやないかと思つておる。要するにあな自身が先生方は自主性がなかつたといふことをお認めになつておられて、しかもまじめな先生方が多いのだといふことをお認めになつておられるのです。ところが、そのまじめな先生方が、この法律が通ることによつて、どういふ影響を持つかといひますれば、あるいは一部の扇動にしろ何にしろ、そのまじめな先生方が、いつの間にか保守党情し、あるいは保守党たよるに足らずといふような潜在意識を持つといふおそれはないかと大臣は考へておられるか。

○大達國務大臣 私はさうなことはないと思つておる。今日、特例法によつて政治行為が非常に制限されておる、こういうことが非常に宣伝されておる。多数の先生の中には、これをそのまま真に受けておられる人が相當にあると思ひます。しかしこの法律を実施してみれば——今日これは先生方には限りません。国家公務員、役人などは全部であります。それから先生方の中でも、公立学校の先生とか、附屬小学、附屬中学の先生は、みな現状、国家公務員としての制限を受けておる。しかし、実情において、何もきつうくつな、縛られておるような思ひで生活をしておるといふことにはないと思ひます。でありますから、この法律が

ほとんどに施行されてみれば、先生方はあれほど強い宣伝であつたけれども、何のことはないじやないか、こういうことに気がつくことは当然だと私は思ふ。今日あまりに宣伝が強いから、いかにもたいへんなことになるというふうな錯覚を起しているのではないかと、こう思ひます。

○山村委員 法律がどういふ影響があるかといふことにつきましては、これは見方の相違でございまして、この点の見解の相違といへば、それまでになりますけれども、もしあなたの御議論のうちに、この法律がさしたる影響力がないのだといふ言葉をそのまま取上げまして、その裏を返しますならば、この法律といふものは何らの拘束の権力がないのだ、従つて無力なものだといふ見方も成り立つのじやないか。そのうなつて参りますと、無力な法律をわざ／＼つくつておいて、いたづらにまじめな先生方を怒らせると言ひます。ようか、あるいはそれをいつの間にか左へ／＼と無理に追ひやることは、はたして賢明な政治家のやり方であるか、この点を伺いたい。

○大達國務大臣 これはあまり政治に、狂奔しないでその仕事をしておる、うちに帰つては善良な市民として暮しをしておられる、こういう人々にとつては——これは多数の先生がさうだと思ふ。これについては今申し上げた通りであります。この法律のために何にも束縛を受けたりするやうな気持は起らぬ。ただ先生の中には組合活動に非常に熱心をして、そうして地方のそれ／＼の組合の委員長をしておるといふ／＼なことをしておつて、一部非常に熱心な政治運動をしておられる

方があります。日教自身の政治運動といふものも、組合員は全部国家公務員並の規制を受けるのでありますから、そういう少数の強い政治活動をする人はこの法律の影響を受ける。しかし大部分の、悪くいへばいわゆる長いものにまかれておるという人々は何にもきつうくつな思ひをすることはないので、その点は理解されるのだらうと思ふ。

○山村委員 いやしくも国の政治をあらわされる大臣といひましては、こういう法律を出すことによりまして、この影響力といふものを相當考へなければならぬと思ふ。そのことを考へますときに、先ほどあなたがおしやられたいやうに、先生方の大部分が自主性がなかつた、しかも先生方の大部分の方々がこれに反対をされておる現状をどう見るか、これは非常にわれ／＼特に保守党の立場にとつて重要な問題ではないか、さういふやうに真剣に反対をされて、一踏大した法律ではないとあなたがいくらか力説されましても、大部分の先生方はこれは悪い法律だといふ声を上げておる。また同時に公聴会におきましていろいろの学者の意見を聞いてみましても、ほとんどの方々が反対の御意見が多い、こういうことを考へてみますときに、大臣が、いくら与党の方々が口をきわめてこの法律は大した法律ではないと説得されようとしても、この法律が通つたことによつて、むしろ政治的に今まで動かなくなつた方々までが、政治的な関心を持たなかつた方々までが、政治的に悪いがにみなはめられたといふやうな先入感が根強くなるといふことを大臣は考へてになりませんか。

○大達國務大臣 そういふことも理論上考へ得ることだと思ひます。〔実際だよと呼ぶ者あり〕實際はわからぬが、そういう場合もあり得ると思ひます。しかし私はむしろ日教組の圧力から解放されたことを喜ぶ先生の方が多いと思ふ。

○山村委員 私は非常に大臣の認識が甘いじやないかと思ふ。率直に申し上げます。私も保守党議員の一人です。その立場から申し上げますと、五十万の先生方が、保守党の力によつてわれわれはこういうたがをはめられたんだといふことになつて、さういふ先入意識のもとに何年かの教育がなされた場合において、それがはたして真に教育を中立に導く方法であると思へられておりますか、かえつてむしろ左へ／＼と追ひやることころのものは、この法律をつくつたものの力によつて追ひやられる、その逆の結果が出て来るのを私は最もおそれるのであります。この点いかがですか。

○大達國務大臣 これはただいま申し上げたやうに、先のことを見込みの問題であります。私はさういふことにはないと思つておる。さういふことは、これもいつか質問があつたのであります。今日国立学校の附屬の先生などというものは別にきつうくつたから公立学校の方にかわりたいとか、さういふことは一つもない。現状は地方から県立の大学その他のものを国立に移管してもらいたい、これは地方民あるいは当局の人が言つただけでなくして、当該学校の先生方が非常に熱心に陳情されておられる。これはこの法律を待たぬでも、當然に国家公務員にかわつてしまふのですから、国家公務員となる

ということにそれほどの恐怖を抱いておられるとは、私にはどうしても思えないのです。

○山村委員 その御見解は、私としては非常に甘い御見解じゃないかということをお心配するのです。確かに日教組の丹頂の行過ぎは、私もあなたと同じにこれを認めるにやぶさかではございません。従つてこの行き過ぎにつきましても、日本の教育を中立に導くために、ぜひとも何らかの方策をとらなければならぬと考えております。そこで伺いたいと思いますが、日教組が中立になれということにつきましても、今まで大臣は、あるいは声明を出されるなり、あるいは日教組の団体そのものに飛び込んで行つて、ほんとうにその蒙を開く運動をされた御経験がございましたでしょうか。

○大達國務大臣 日教組は、文部省にはことさらに何らの連絡もしないのであります。日教組は常に連絡という字は使いません。連絡という場合には、闘争という字を使つております。従つて文部省と一緒にいろ／＼な仕事を打合せて進めて行くという考え方は持たぬのです。それで文部省に来る場合には、常にいわゆるすり込みであるとか、面会を求めるとかいうことであつて、一連の左翼の闘争方式以外には、文部省当局と折衝することはないのであります。私どもの考えているところでは、これはイデオロギーの違いといひます。世間では、私がすり込みの問題で、感情的に非常に日教組と対立しておるというようなことを言いますが、そういうことは、私は全然ないのであります。その点からい

と、日教組の諸君が来たときには、へこむわけには行かぬから、力んで話もしますけれども、しかしそのあとでは必ずしも感情的にやつておるわけじゃない。そういうわけで、私も同じく非常に希望しますけれども、今日のうちに、日教組が極左に近いイデオロギーに立つておる限り、これは簡単な話合ひとか連絡とかいう問題ではない。まあ強く言えば、これは人々世間の違いということがありますから、ただ反省を促すとか何とかいうようなことはほとんど意味をなさぬ、こう思つております。

○山村委員 お答えによりますならば、今まで日教組とじつくり話合ひをしたこともなければ、話合つても不可能だというような御見解のようでございしますが、国の重大なる教育行政を預かる大臣のお言葉としては、いささか物足りない答弁だと言わざるを得ないのです。たとい極端に間違つた、左がかつた先生方といへども、日本国民の一人には違ひないのです。その間違つた方々を正しく導くところに文部大臣の責任がなければならぬと思つて、見方によりますならば、日教組が今日のような左旋回をしてしまつたというところは、これは自由党内閣の文部行政の失敗であるということも言えると思つた。この点につきましても、大臣はどういう御見解を持つか。

○大達國務大臣 私は、日教組が今日のような政治方向をとつて来たことは、自由党内閣の責任というか、失政のいたすところではないと思つた。ただ日教組が今日までかくのごとく勢力、強大なる一種の政治団体として大きくなつて来たことについては、私は、従

来の文部省はもう少しやり方があつたのじゃないか、こう思つております。

○山村委員 私は、与党の方や大臣が、世界観の相違であるというように、見放すような気持ちのもとにこの問題をながめるというところは、ほんとうに進歩的な保守党の立場におきまして、実際の国家のために慨嘆にたえないのです。彼ら一部の方々が左旋回をしておるということは、見方によつては迷える羊なんです。この羊を導くには、権力をもつて導こうとしても無理だ。むしろ愛の力をもつてこれを導くところに政治の要諦があると思つた、この点につきましても大臣はどういうふうにお考えになるか。

○大達國務大臣 去年の秋時分でありましたか、日教組の代表の諸君が私のところに見えまして、これから文部省と大いに連絡してやつて行きたい、こういうことがありました。私は非常にけつこうだといふ話をしたのであります。が、向うでは皮肉に思つたかもしれぬ。その場合に向うの執行委員の一人が、文部大臣と学校の職員というものはいわば親子のようなものだから、これから大いに連絡してほしい、こういう話でありました。私は、それは非常にけつこうだ、ぜひそういう気持ちになつてもらいたい。だから日教組の会合でもある場合には、文部省から出かけて行く、これは封建的な言い方かもしれないけれども、親子だとか何とかいう言葉を使われるならば、日教組の大会があるなら、文部大臣に来て祝辞を讀んでくれ、こう言うのが今までの普通の常識なんです。だからそういうふう

に文部省と氣勢を合せて行こうということだけはけつこうです。これに対しては

実は返答はない。日教組は、御承知のように、秘密を守る。(組合の本質を知らぬからだ)と呼び、その他発言する者多し。何も返事をしない。そういうことはあります。

○山村委員 ただいま答弁を伺つておりますうちに、組合というものは資本家なり経営者なりと対立すべきものであるというふうな考え方は、私は日本の労働組合のためにとらざる考え方ではないかと言わざるを得ないのであります。半面政府においても、自分たちの立場に理解のないものは救済余地はないと言つて投げ出すことは、政治家として一番拙劣な方法であると言わざるを得ない。その意味からこの法案がもし通つたといひますならば、先生の動向がますます左旋回する。このことを私は最もおそれておるのであります。大臣はこの点については何ら心配がないようにお考えでございますか。

○大達國務大臣 私はむしろ、多数の先生は今日の日教組の左翼偏同の傾向に対しては非常に批判的である、これが偽らざる実情であると考えております。

○山村委員 お説の通りです。多数の先生方は日教組の丹頂の行過ぎに困つてゐる、まゆをひそめておられる。時来らば、日教組の改革をしなればならないといふことは、先生方の良心の叫びだと考えている。ところがその先生方に対して、この法律が通つた場合、はなはだ失礼でございします。左の方々が、こういう法律を通じたものは保守党であるといふことについて極力宣伝する具に使われるといふことを大臣はお考えになりませんか。

○大達國務大臣 それは現に極力宣伝をしておるのであります。

○山村委員 現に極力宣伝しているといふことを認められながら、この法律が通つた後においてはお宣伝されるといふことについて、あなたは考えになりませんか。

○大達國務大臣 私は、この法律が通つて、日教組がどういふ戦術に出られるかわかりません。わかりませんが、私の感ずるところでは、PTAという方面——これは私の勘でありますから、何の根拠もないので、それはお前の見方は甘いと言われればそれまでであります。PTAの人々は大分この法律案の成立に賛成しておられる。これは私も賛成する、特に私どものところへ来る人が、現に最近でも、私の方のPTAでは、反対の決議をしましたけれども、これは本旨とはまつたく違ひますといふことを、わざ／＼役員の人々が、都内で、言つて来られた。何分子供を人質にとられてゐるで、しようがありません、ですからぜひ通すようにしてください、と言つてゐる。実はきょうもそれと同じようなことを言つて来られた方があります。この表面に現れたように、国民全般が、あるいは関係の教職員でも、この法律案に対して非常なむちやな法律だと思つておられるかどうか、私は疑問だと思つた。

○山村委員 この法律の実施を見たあかつきにおきまして、偏向教育がなされた場合におきましての告発は、一応教育委員会がするようになっておるようでありまして、そういう結果になりますと、委員会の構成はさき／＼の立場の方々が入り乱れておるのでござい

ます。あるいはまた、村、町におきましては、その構成員、思想というものは相当なばくちがあるものというところは認めなければならぬと思ひます。そうしますと、その結果におきまして、ある町では告発をされたが、ある町では全然問題にされなかつたというふうなことになる場合、非常に不公平な問題が起るおそれが多分にあります。この点はどうかお考えになりますか。

○大達國務大臣 それはお話の通りであると思ひます。ただその教唆、扇動があつた場合に、その教唆、扇動には全然乗らない。校長さんでもしつかりしておつて、そこは何らの影響を与えなかつたという場合もありましよう。それからとつて、それによつて、非常に影響を受けて、それによつて極端な教育が行われるという事例もありましよう。教育委員会で注意しても、簡単にそれは改められぬ。この法律は、ただそういうことを一概に罰するというよりも、実際の学校の運営に責任を持つておる教育委員会の日で、こうするさく働きかけられて、一口で言うとかきまわされてはとてまたまたない、こういう場合に初めて請求権というものが動くと思ひます。これは学校における偏向教育を是正したいというのが中心の考えでありますから、同じ罰ならばみんな公平にやらなければならぬ、そういうことよりも、現実のねらいは偏向教育の是正という点にありますので、これはそれらの学校において事情が違ふ、その点は教育委員会がこれの責任者でありますから、その教育委員会の見るところに従つて、こうするさくやられてはどうに

もならぬ、こういう場合に初めて請求権が動く、こういうように考えております。

○山村委員 そうなりますと、教育委員の中には社会党もあれば、自由党もあれば、改進黨もある、いろいろな立場があるのをごいいます。その立場の方にも、教育委員の方も人間ですから、巧みにこれを利用しようか、悪用されまして、そのためにかえつて町村の教育というものが政争のつばに巻き込まれるというふうなおそれはございせんか。

○大達國務大臣 なるほど教育委員としてはいろいろの人がおられます。教育委員の立候補の資格に政界におる者はいけないうのだというふうなことはないのでありますから、けさほどともいふ何がありましたが、教育委員会というものは、必ずしも政治的に中立のものとは言へません。ただ現在の建前では、われ／＼が個人的に見ても思ひもしない、不適当だとかりに思つても、とにかくその地域住民の直接選挙によつて出て来る人々でありますから、要するにこれらの人々の考え方は、その地域住民の考え方を代表しておる、制度としてはこう考えざるを得ないのであります。従つて事実教育委員会を構成しておられる人々、良識をもつて考へて、不適当だと思ふ人がかりにありまして、この点は制度がどうであれ、やはり教育委員会以外の機構にこの判断をまかせるといふことはできないじやないか。こう思ひます。

○山村委員 私は民主主義そのものにも相当欠陥があることは反省しなければならぬと思ひます。その欠陥をどういうようにして直し、その欠陥を

いかにして悪用されないようにするかというのを考へない法律というものは、あまりにも無責任な法律だといわざるを得ない。すなわち民主主義というものは、選挙によつてあらゆることが決せられるのです。そういうことになりまして、そこに選挙に携わる者の欠陥がいろいろ／＼生じて来るわけなんではないかと。この点が実は委員会の實際問題として、この罰則がついて、今後の委員会の運営というものがたしなめらるゝかどうかという点について、多大の疑問を持たざるを得ないのであります。しかし時間がありませんので結論を急ぎますが、先ほど来いろいろ／＼お話を聞いておりますと、問題は、日教組においてせひとも自主性を回復してもらいたいということとを大臣は希望されておるようでありますけれども、もしも日教組が自主性を回復して、特に行き過ぎたる左旋回の方角を改めるといふような段階に至りましたならば、大臣はこの法案を撤回する御用意があるかいかを承りたい。

○大達國務大臣 世間では、去年の秋ごろから日教組が健康な方向に方向転換をした、こういうことを一部認識しておるようであります。これは日教組自身が新聞にそういう意味のことを表明した結果であると思ひます。しかしこれはその後の日教組の動きを見るに、これはただ世間に対してそういうゼスチュアをしたとしか見えないのであります。むしろこれは、現に日教組の平垣書記長が山梨県の、あれは中央委員会ですかにおいて、これは決して後退ではない、むしろ前進である、こういうことをはつきり言明しておるの

であります。そうして日教組のその後の動きにおきましても、いわゆる平和教育という名前のもとに、偏向教育をすることを非常に闘争目標としておる、平和闘争の一環としてそれをやつておる、これはきわめてはつきりした事実であります。かくのごとき、日教組は今日日本の教育界にとつて事実上一番強い団体であります。現に最近の振替授業のごとき、とにかく全国の七割、八割の学校を日教組の指令によつて動かすほど強いものであります。かような非常に強力な団体が、しかも最近のあれは学校の運営についてであります。休むとか休まないとかは、教育の問題ではない。学校そのものの運営についてすらも日教組は事実上あれほど強い力を持つておるのです。でありますから、この非常に強力な日教組といふものが、今日のごとき態度をますます進めて行つて、日本における再教育といふものをこのまま推し進めて行く場合を私も考へてみますと、子供はまだ西も東もわからないし、政治的な判断力といふものはないから、純白の子供がこの日教組の一方的方針のもとに、いわゆる赤い教育といふものがどん／＼蔓延して行くと思ふ。今日は御承知の通り二十歳で選挙権がある。このままで行くと、五年、十年もたてば日本の政治の森相はかわるじやないか、少くともその危険があると私は思ふ。(発言する者多し)先ほどから自省にまつとか、いろいろ／＼言われましても、そんななまやさしい段階ではないと思ひます。だから、このままにしておくと、学校の先生方についてどういふ影響が及ぶかは別として、今日政治的な判断力のない子供を

この調子で育てられたんでは、これはたいへんなことになる。これは決して長い先ではない。もう五年か十年すれば、これは心配過ぎかもしれないが、この影響は表に出て来る。これは国家の将来の運命にかかわる大問題である。こういうふうには私は考へる。

○山村委員 御承知のように、現在の教育そのものにつきまして非常に左がかつておる点について御心配は、私ももちろん肯定します。それで、その実例というものはたくさんあるかもしれないが、あなたもおつしやつたように、大部分の先生方はまじめな方々であります。そのまじめな先生方をわざわざ左に追いやるということについては、實際私はその気がわからないのです。特にこの問題につきましてお考えを承りたいのですが、先生の組合といへば、いわゆるインテリの組合です。そのインテリの組合が、何がゆゑに輿論の反感を買うような、輿論の支持を得ないような造動方針、たとえば振替授業であるとか、一斉賜服というふうなことをやつておるのかという点につきまして、大臣は深く掘り下げてお考えになつたことがございせんか。

○大達國務大臣 私は、先ほど申し上げるように、インテリであります。インテリであるけれども、インテリが必ずしも堅実のものとは私は考へておらぬのであります。そして今度のような日教組の振替授業——これは実は批評しては悪いですが、日教組の反対運動としてはきわめて拙劣な方法であると思ふ。これによつて一般の支持はプラスには絶対にならない。ただいわゆる左翼の闘争方式というものはおのずからきまつておるのです。ストライ

キアウトであるけれども、インテリが必ずしも堅実のものとは私は考へておらぬのであります。そして今度のような日教組の振替授業——これは実は批評しては悪いですが、日教組の反対運動としてはきわめて拙劣な方法であると思ふ。これによつて一般の支持はプラスには絶対にならない。ただいわゆる左翼の闘争方式というものはおのずからきまつておるのです。ストライ

キとかデモ行進であるとか、つまりこれは左翼に共通した闘争方式をそのまま踏襲しておるのであつて、こういういわば知恵がないと言つては失礼ですが、知恵のない方法をする、こと自体が、日教組がその本質において左翼団体である、かように考えております。

○山村委員 見解の問題だと思つたのですが、特に保守党の立場の方々にお聞き願ひたいのであります。インテリの組合の方々が輿論の支持を得ないような運動方針をとるといふことは、どこに原因があるかと言へば、仰せの通り確かに左翼の指導方針が深く入つてゐるからでありましょう。深く入つてゐるといふことはどういふわけであるかと言いますならば、左翼の立場の方々は一応表面上においては、この法案が通らないことをいねがつてゐるようなゼスチュアをされるかもしれませんが、実質上はこの法案の通ることをいねがつてゐるかもしれません。これを大臣はお気づきになりませんか。

○大達國務大臣 そういふ複雑な考え方をしている人が、大勢の中だからそれはあるかもしれません。しかしそれが普通の考え方だとは私は思いません。

○山村委員 この先日の振替授業によつてどういふ影響を及ぼすかといふことは、十分考慮の上において組合といえどもあゝいう運動を展開されてゐると思ふのです。左翼思想の方々のためにと言ひながら、あゝいう振替授業をしたり一斉賜暇の問題を議題にしたりするといふことは、どこかその中にこの法案が通る結果を生むような動きをしているのが實際なんです。ここを見きわめられて、實際においてこの法案

が通ることを喜ばれるのは、大達さんも喜ばれるかもしれませんが、大達さん、実質上においてはもつと左の方々が、保守党を攻撃する絶好の材料ができたとして、より以上喜ぶものであるといふことについてあなたはお考へになつておられるかどうか。

○大達國務大臣 私はそういうふうには思わないのであります。左翼にはそういうひねつた考へを持つてゐる人がいるかもしれませんが、私はそういうふうには思つておりません。

○山村委員 時間が来ましたので、松田竹千代君にあとをお譲りいたします。大体三十分経過いたしました。

○辻委員長 山村君、四十五分でございますからさう御記憶を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局